

教育委員会の現状に関する調査 (令和4年度間)

文部科学省初等中等教育局
初等中等教育企画課

● 実施時期

令和5年11月

● 調査対象

- ・ 全都道府県・指定都市（67）
- ・ 市町村等教育委員会（1718）
※ 特別区、広域連合（教育委員会の権限に属する事務の全てを処理するものに限る。）を含み、事務の一部のみを処理するものは含まない。）

● 対象期間

令和4年度間又は令和5年3月31日の状況

● 目次

1. 大綱

- ① 大綱の策定状況について

2. 総合教育会議

- ① 総合教育会議の開催状況について
- ② 総合教育会議の事務局について
- ③ 総合教育会議の内容について
- ④ 議事録等の作成・公表について
- ⑤ 意見聴取について
- ⑥ 総合教育会議を通じた首長との連携について
- ⑦ 総合教育会議を活性化させるための取組について

3. 教育長・教育委員等

- ① 教育委員の選任について
- ② 教育委員の執務環境について
- ③ 教育長の任命について
- ④ 教育長・教育次長職の前職について

4. 教育長・教育委員の研修・自己研鑽

- ① 教育長・教育委員の研修・自己研鑽について

5. 教育委員会会議

- ① 教育委員会会議の開催状況について
- ② 教育委員会会議の公開について
- ③ 教育委員会会議の議論を活発にするための取組について

6. 教育委員会の活動状況についての点検・評価

- ① 点検・評価の実施状況について
- ② 学識経験者等の知見の活用状況について
- ③ 点検・評価の議会報告、公表状況について

7. 教育委員会と首長との事務委任・補助執行

- ① 首長から教育委員会（事務局）への事務委任・補助執行について
- ② 教育委員会から首長部局への事務委任・補助執行について

8. 教育委員会事務局

- ① 指導主事の配置について
- ② 教育委員会事務局職員の人事について
- ③ 教育行政職の採用について
- ④ 外部人材の登用について

9. 都道府県による市町村等支援（都道府県のみ対象）

- ① 指導主事に係る支援について
- ② 市町村教育委員会間の広域連携の促進について

10. 市町村等間の事務の共同実施（市町村等のみ対象）

- ① 事務の共同実施状況について

11. 学校の裁量拡大

- ① 学校裁量予算に係る取組状況について
- ② 学校管理規則について

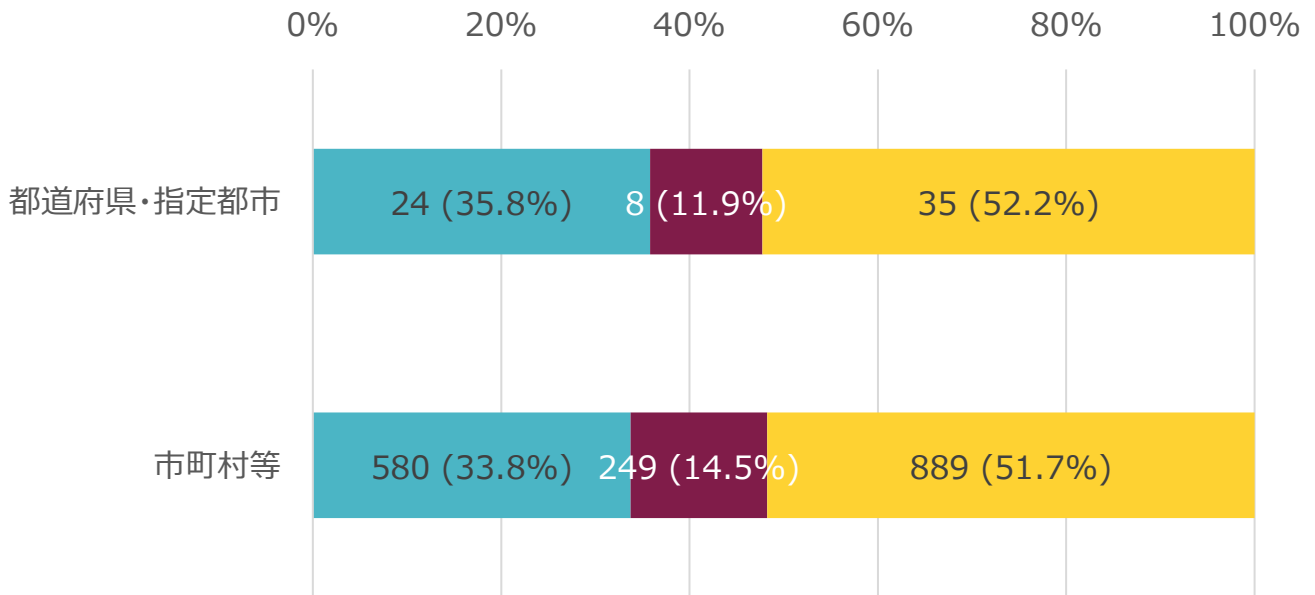
①大綱の策定状況について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「地教行法」という。）第1条の3において、首長は、その地域の実情に応じ、自治体における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとされており、**全ての自治体において、大綱が策定されている。**

また、大綱は、教育振興基本計画や自治体の総合計画等をもって充てることも可能だが、都道府県・指定都市で64.2%（令和2年度：70.1%）、市町村等で66.2%（同：64.1%）が、大綱単独で策定している【図1】。

図1 大綱の策定状況

（回答数）都道府県・指定都市：67、市町村等：1718



- 教育振興基本計画、自治体の総合計画等をもって大綱に充てている
- 大綱単独で策定しており、過去改訂したことはない
- 大綱単独で策定しており、過去改訂したことがある

2. 総合教育会議

首長と教育委員会が、相互に連携を図りつつ、より一層民意を反映した教育行政を推進していくため、地
教行法第1条の4に基づき、首長と教育委員会の協議及び調整の場として総合教育会議を設けることと
されている。

令和4年度間は、**都道府県・指定都市で平均1.8回**（令和3年度間：平均1.5回）、**市町村等で平
均1.3回**（同：平均1.3回）開催されており【図2】、**大綱の策定や学校等の施設の整備、学力の向上
に関する施策、不登校対策、学校における働き方改革**等の様々な内容について取り上げられている【表1】。

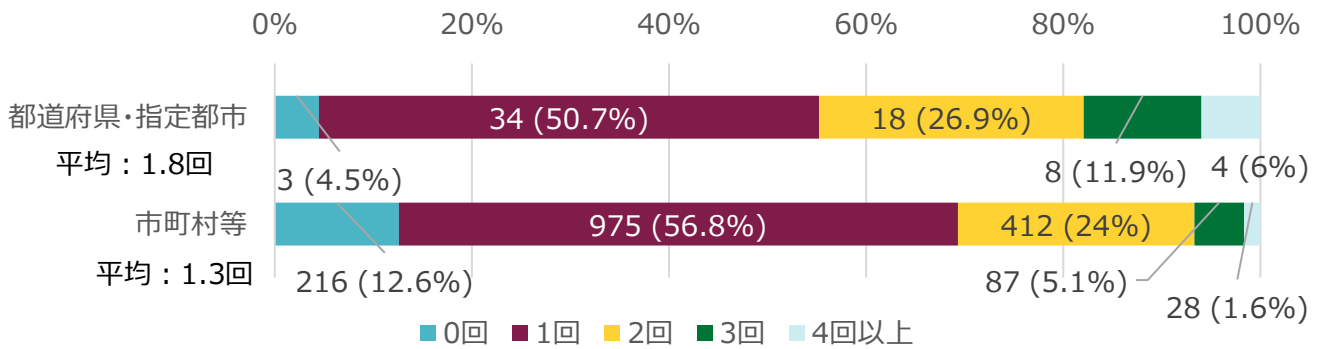
また、首長は総合教育会議の終了後、その議事録を作成し、公表するよう努めなければならないこととさ
れており、総合教育会議を行った自治体のうち、**都道府県・指定都市では100%**（同：100%）が、**市
町村等では97.7%**（同：97.4%）が**議事録又は議事概要を作成**しており【図4】、そのうち、**都道府
県・指定都市では100%**（同：100%）が、**市町村等では88.3%**（同：87.6%）が**公表**している
【図5】。

総合教育会議の開催に当たっては、首長部局の職員の議論参画や首長の学校視察等、その活性化に
向けて様々な工夫を行っている自治体もみられた【図9】。

① 総合教育会議の開催状況について

図2 総合教育会議の開催回数

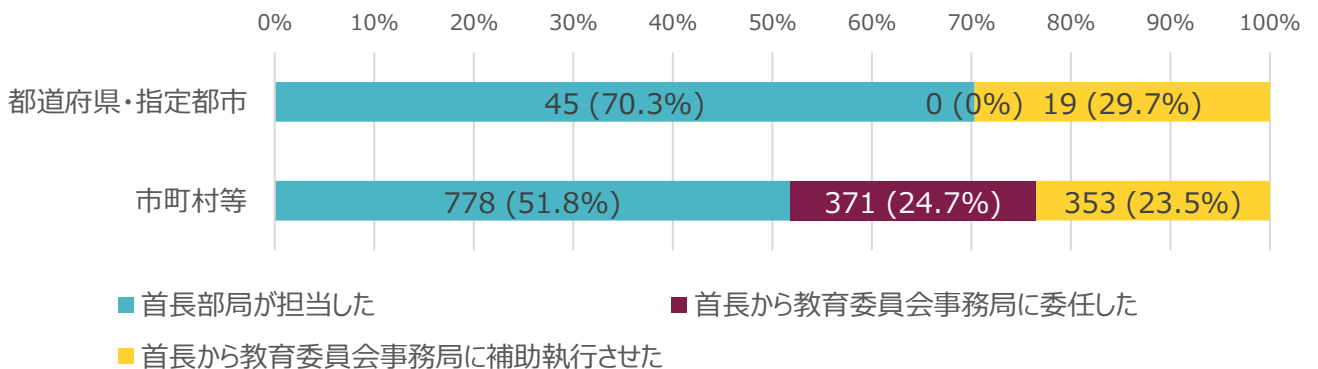
（回答数） 都道府県・指定都市：67、市町村等：1718



② 総合教育会議の事務局について

図3 総合教育会議の事務局

※総合教育会議を開催した自治体のみ （回答数） 都道府県・指定都市：64、市町村等：1502



③総合教育会議の内容について

表1 総合教育会議の内容（複数回答）

※総合教育会議を開催した自治体のみ（回答数）都道府県・指定都市：64、市町村等：1502

	総合教育会議の内容	都道府県 指定都市	市町村等
	大綱の策定に関する協議	16 (25%)	438 (29.2%)
重点的に講ずべき施策についての協議・調整	学校等の施設の整備（学校の耐震化を含む）	7 (10.9%)	458 (30.5%)
	教職員の確保（教師不足対応を含む）	9 (14.1%)	151 (10.1%)
	幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の在り方やその連携	7 (10.9%)	220 (14.6%)
	青少年健全育成と生徒指導の連携	2 (3.1%)	127 (8.5%)
	居所不明の児童生徒への対応	0 (0%)	8 (0.5%)
	福祉部局と連携した総合的な放課後児童対策	5 (7.8%)	80 (5.3%)
	首長部局と連携した学校等施設の目的外利用	0 (0%)	47 (3.1%)
	子育て支援	4 (6.3%)	272 (18.1%)
	教材費や学校図書費の充実	1 (1.6%)	113 (7.5%)
	学校における1人1台端末環境等のICT環境の整備・利活用	19 (29.7%)	481 (32%)
	義務教育・高校段階における修学支援の充実	4 (6.3%)	97 (6.5%)
	学校における支援スタッフの配置	12 (18.8%)	210 (14%)
	学校の統廃合	3 (4.7%)	340 (22.6%)
	少人数教育の推進	5 (7.8%)	101 (6.7%)
	学力の向上に関する施策	13 (20.3%)	410 (27.3%)
	いじめ防止対策	10 (15.6%)	282 (18.8%)
	不登校対策	22 (34.4%)	367 (24.4%)
	コミュニティ・スクールや地域学校協働活動等の地域とともにある学校づくり	7 (10.9%)	366 (24.4%)
	学校安全の推進	4 (6.3%)	154 (10.3%)
	スポーツを通じた健康増進や地域活性化	10 (15.6%)	208 (13.8%)
	学校における防災対策や災害発生時の対応方針	3 (4.7%)	91 (6.1%)
	学校における働き方改革	14 (21.9%)	271 (18%)
	福祉、労働、スポーツ、文化等の関係部局と連携した障害者の生涯学習推進	3 (4.7%)	55 (3.7%)
	社会教育施設に関すること	5 (7.8%)	280 (18.6%)
	文化振興に関すること（文化財保護を除く）	3 (4.7%)	233 (15.5%)
	文化財保護に関すること	2 (3.1%)	205 (13.6%)
	その他	48 (75%)	722 (48.1%)
		児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議・調整	2 (3.1%)
	その他、総合教育会議の運営に関し必要な事項	2 (3.1%)	50 (3.4%)

④ 議事録等の作成・公表について

図4 議事録等の作成

※総合教育会議を開催した自治体のみ（回答数）都道府県・指定都市：64、市町村等：1502

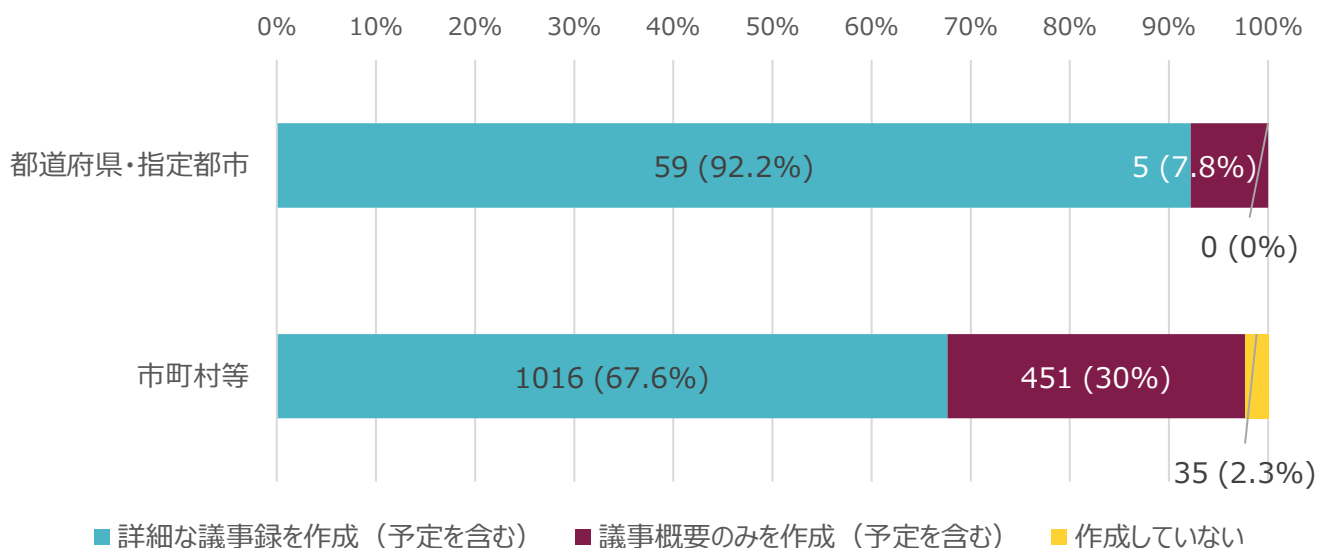
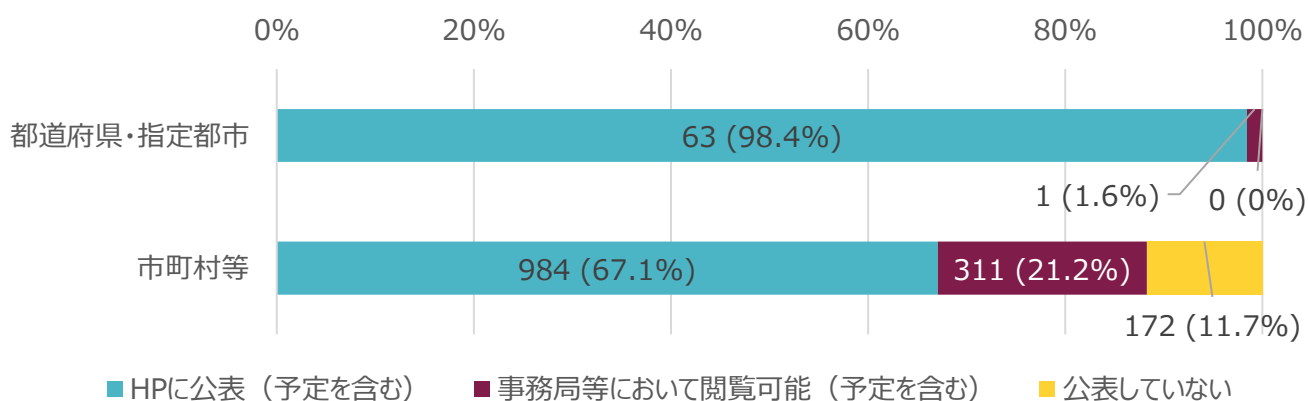


図5 議事録等の公表

※議事録等を作成した自治体のみ（回答数）都道府県・指定都市：64、市町村等：1467



⑤意見聴取について

図6 関係者又は学識経験者から意見を聴いた回数

※総合教育会議を開催した自治体のみ (回答数) 都道府県・指定都市：64、市町村等：1502

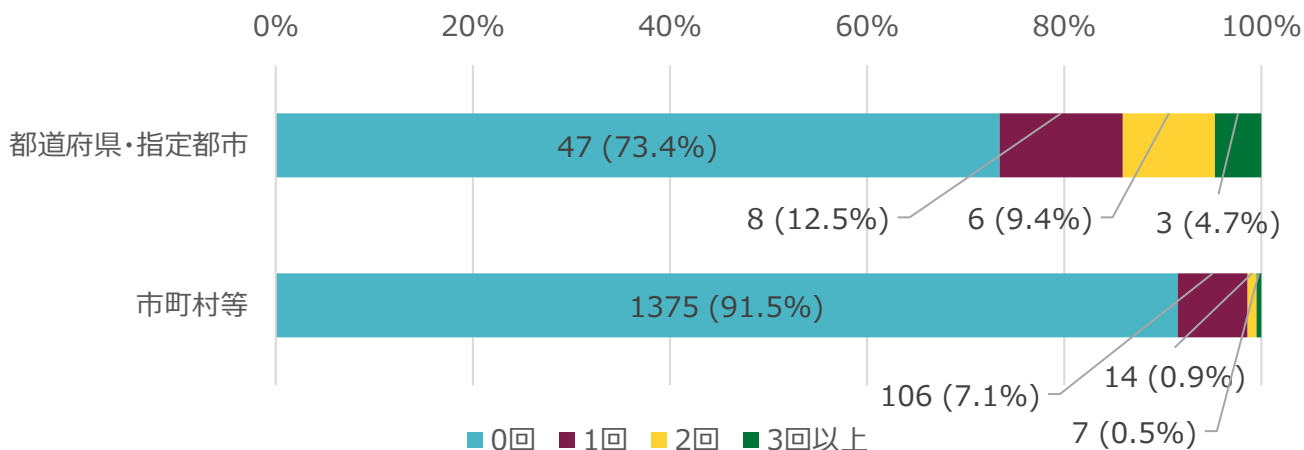
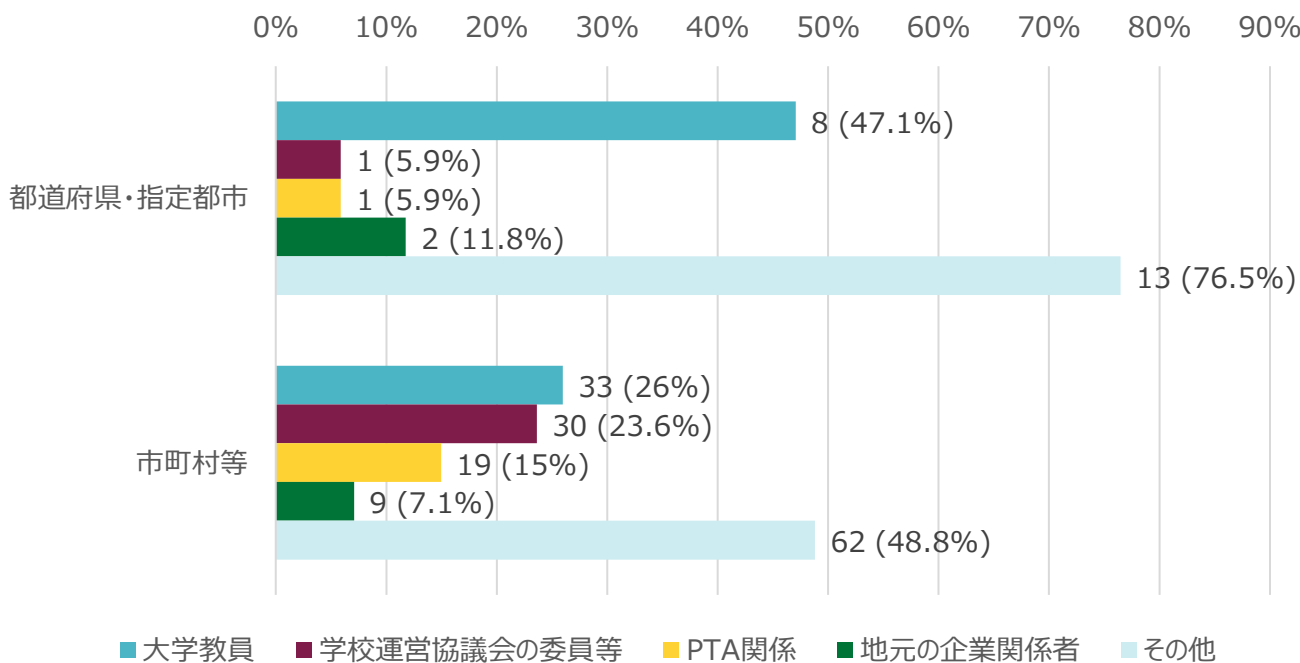


図7 意見聴取者 (複数回答)

※意見聴取を行った自治体のみ (回答数) 都道府県・指定都市：17、市町村等：127



(その他の主な回答)

NPO関係者、弁護士、県立高校卒業生、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、私立学校長、スポーツ・文化芸術関係者、退職教員、民生委員、児童委員、政策アドバイザー、市議会議員、(都道府県の回答) 市町村教育長、(市町村等の回答) 県教育委員会事務局職員

⑥総合教育会議を通じた首長との連携について

図8 総合教育会議を通じた教育委員会と首長との連携についての認識

※総合教育会議を開催した自治体のみ (回答数) 都道府県・指定都市：64、市町村等：1502

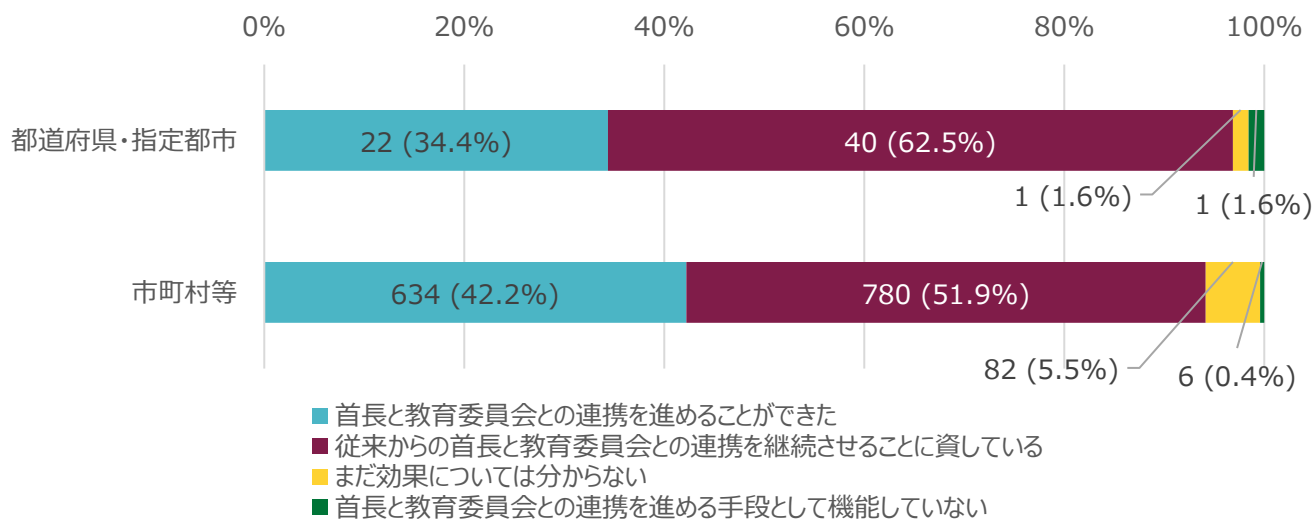


表2 総合教育会議の活用により得られた成果事例・新規施策等について

国の次期教育振興基本計画の答申を踏まえた本県教育の今後の在り方について議論することにより、次期大綱及び教育振興基本計画策定の議論の充実につながった。

今後の教育施策の方向性を議論することにより、その内容を次年度予算に反映させることができた。

教員の働き方改革について議論することにより、翌年度から県立学校の教頭等業務の事務作業支援のための職員が配置された。

教員の長時間勤務解消にむけ、教員の働き方改革に関する議論を深めたことにより、「学校等における働き方改革推進プラン」の策定につながった。

学校での働き方改革に関する議論を深めたことにより、給食費の無償化や教材費補助等の集金事務の軽減対策・校務支援システムの導入・草刈り作業やトイレ清掃の業務委託などにつながった。

教員の働き方改革の更なる推進について議論が深まったことにより、テストの採点支援システムの導入、部活動地域移行を推進する担当部署（市長部局）の配置が実現した。

休日部活動の地域移行を議論したこともあり、地域移行に係る推進連絡会の設立や当該課題の調査研究を実施することができた。

いじめの対応について議論することにより、SC、SSWの増員やスクールロイヤー制度の導入につながった。

子どもの居場所づくりに関する議論等を深めたことにより、福祉部局との連携を効果的に進めることができた。

1人1台PCを活用した協働的な授業実践の現場を参観することで、社会情動的スキル育成に向けた取組強化への共通認識を図ることができた。

幼児教育のあり方について議論することにより、幼児教育センターを所管する教育委員会と就学前教育施設を所管する首長部局の連携必要性について認識共有ができた。

体力・運動能力の向上や医療的ケア児への支援に関する課題を共有したことにより、施策を円滑に進めることに寄与した。

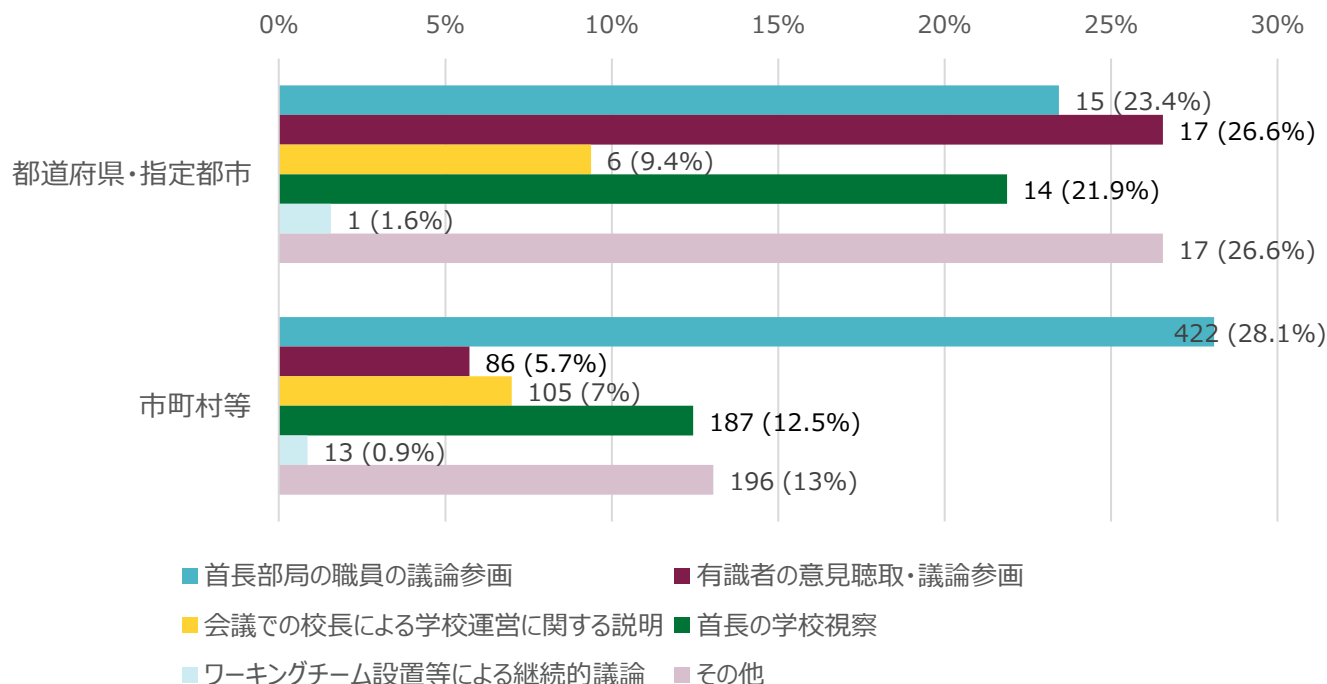
キャリア教育の推進について協議することにより、産業界・教育界・行政からなる協議会の設立等、産学官の連携によるリカレント教育の一層の推進が図られた。

高校生が地元の企業等と連携し開発した商品を知事部局の協力により自治体のアンテナショップで販売することができ、地域の魅力発信につながった。

⑦総合教育会議を活性化させるための取組について

図9 総合教育会議を活性化させるための取組（複数回答）

※総合教育会議を開催した自治体のみ（回答数）都道府県・指定都市：64、市町村等：1502



（その他の主な回答）

- 教育委員会会議の担当職員（2名）について、知事部局の総合教育会議担当課に併任発令を行った。
- 議題の選定や会議資料の作成等に当たって、事務局を担う市長部局の担当課と教育委員会の事務局とが連絡を密にし、総合教育会議における協議の充実を図った。
- 学校教育の振興に関することについて、教育委員会の諮問に対し学識経験を有する者等が答申を行う「学校教育審議会」を開催し、総合教育会議での審議に活用した。
- 首長や教育委員に対して事前に丁寧な説明を行うことはもとより、事務方の担当者間においても入念な打合せを行った。
- 総合教育会議以外にも首長と委員が顔を合わせる機会を設けるよう努めた。
- 前回会議後の対応状況をフォローアップするようにした。
- 県知事と市長が双方の総合教育会議に出席した。
- 教育委員からも議題を提案してもらった。
- 市長と教育委員との活発な意見交換を行うため、議長を市長ではなく、職員が行った。
- 次年度当初予算に繋がるよう予算要求時期に開催した。
- 高校生による取組事例の発表を行った。
- 校園長会や各種PTA連絡協議会が出席する拡大版総合教育会議を実施した。
- 学校での電子黒板やデジタル教科書を使用している授業の実際を動画として視聴したり、効果と課題についての学校教員のアンケート結果を元に意見交換を行った。
- 職員向けに会議をライブ配信した。
- 中学校区単位での地域開催を実施した。

3. 教育長・教育委員等

①教育委員の選任について

地教行法第4条第5項では、教育委員の任命に当たっては、委員のうちに保護者である者が含まれるようにしなければならないこととされている。令和5年3月31日時点で、**保護者である教育委員がいない自治体は、都道府県・指定都市で0%**（令和3年度：3%）、**市町村等で4.2%**（同：3.7%）となっている【図10】。いない主な理由は、選任時に保護者だった委員の子供が成人し、調査時点において、保護者ではなくなったことが挙げられる。

第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）において、学校教育分野における女性の意思決定層への積極的な登用を促進するため、「都道府県及び市町村の教育委員会のうち、女性の教育委員のいない教育委員会の数を2025年までに0にする」という成果目標が設定されているところだが、令和5年3月31日時点で、**女性の教育委員がいない市町村等は、31自治体**（令和3年5月1日時点:30）ある。**そのうち、22自治体で女性の教育委員の選任予定がある**【図12】。

図10 保護者である教育委員の人数

（回答数）都道府県・指定都市：67、市町村等：1718

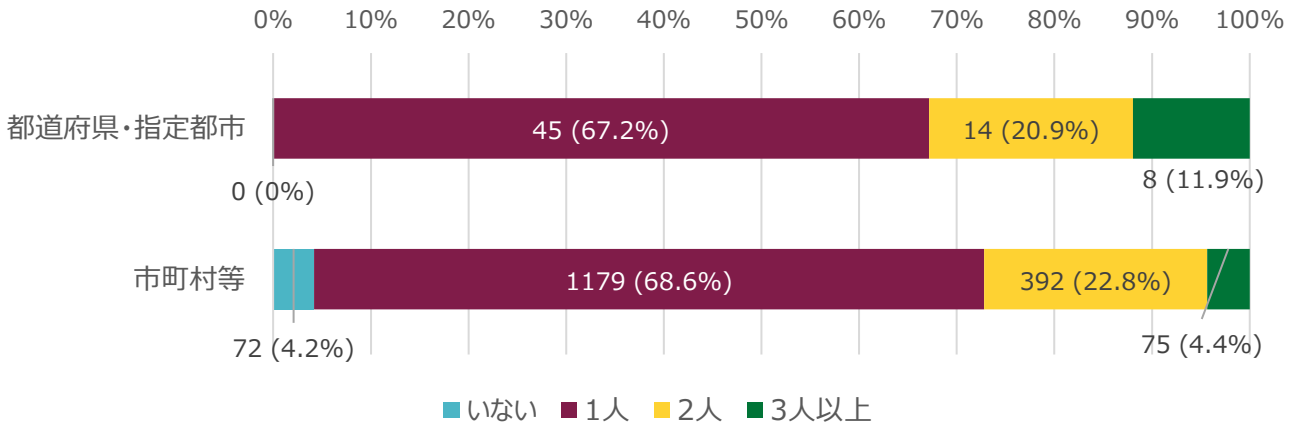


図11 スポーツに関する知見を有することを選任理由の一つにした委員の人数

（回答数）都道府県・指定都市：67、市町村等：1718

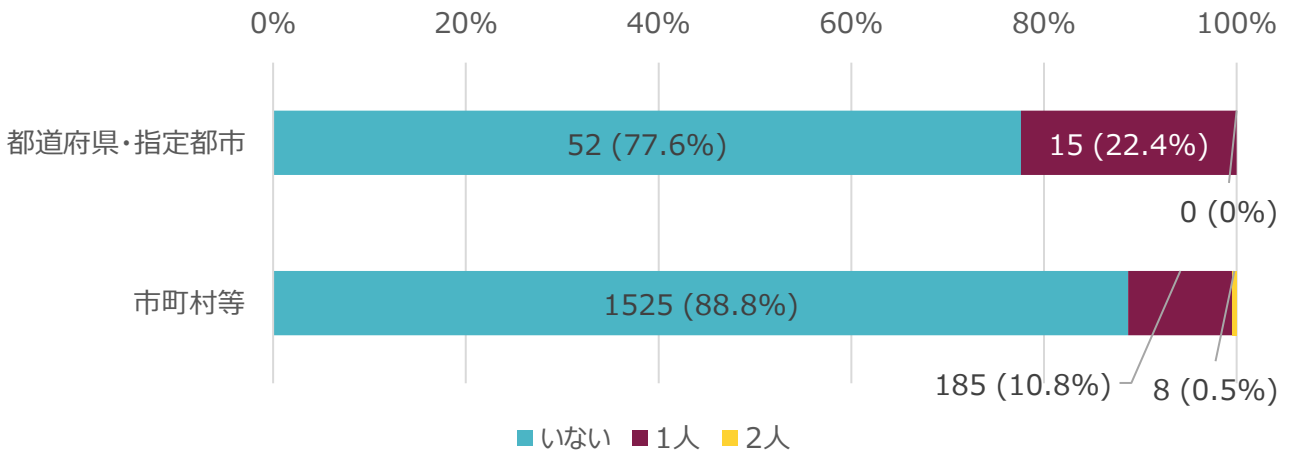
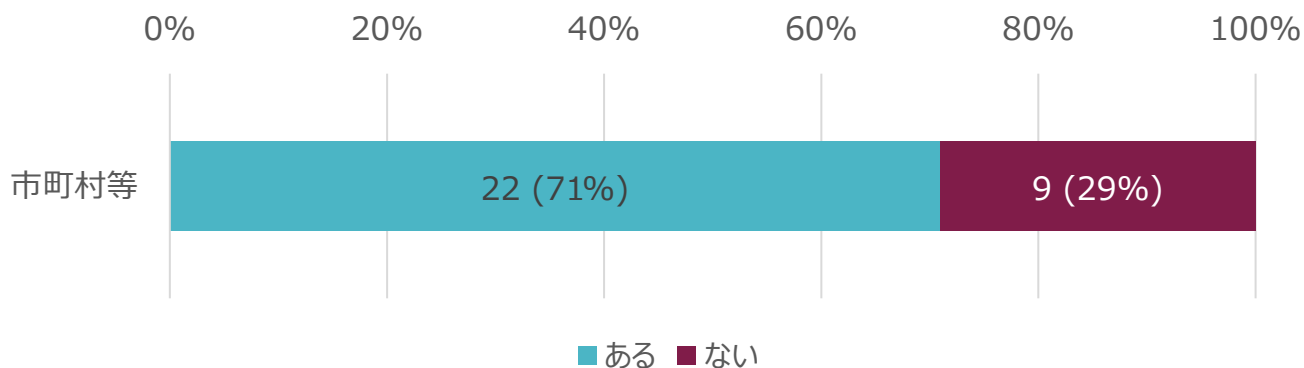


図12 女性教育委員の選任予定

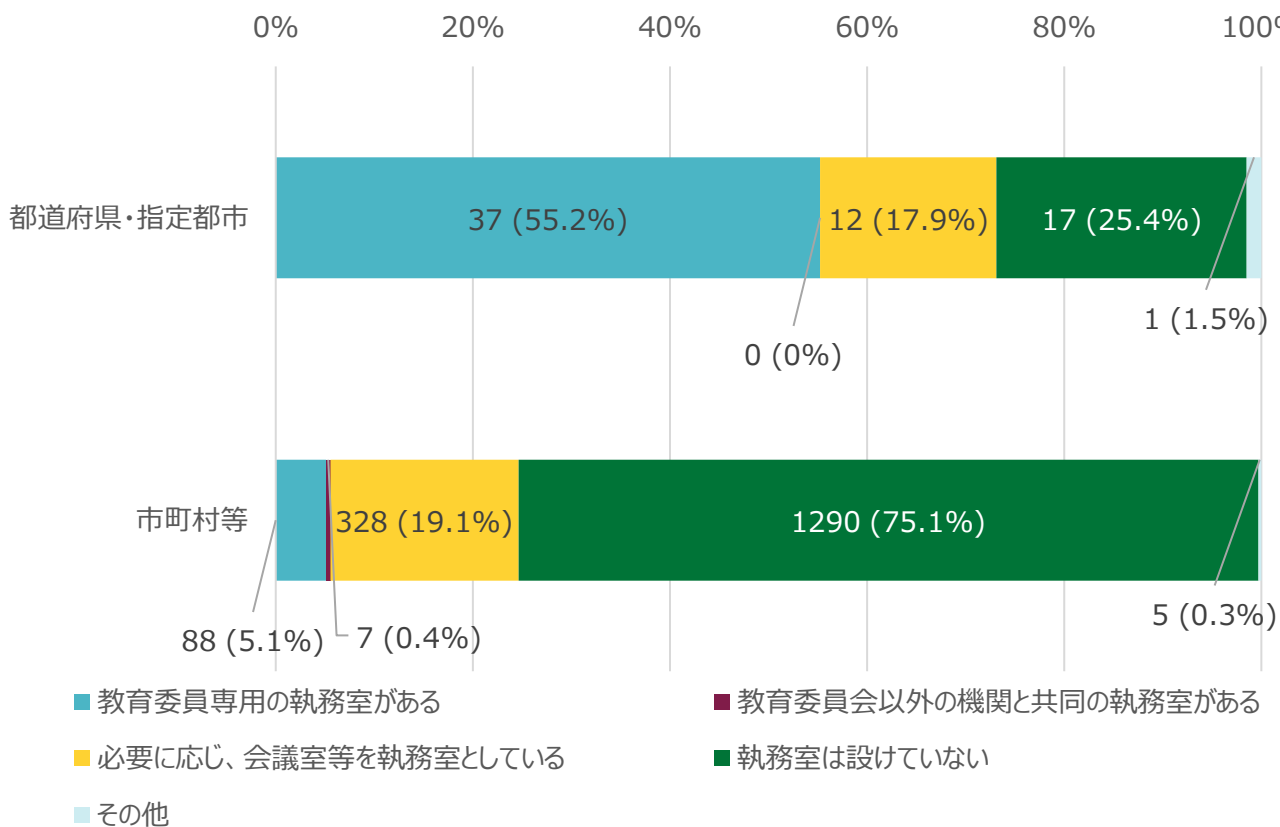
※令和5年3月31日時点で女性教育委員がいないと回答した自治体のみ (回答数) 市町村等 : 31



②教育委員の執務環境について

図13 教育委員の執務環境

(回答数) 都道府県・指定都市 : 67、市町村等 : 1718



③教育長の任命について

令和4年度間で、**3か月以上教育長が不在となったことがある自治体は、都道府県・指定都市で1自治体**（令和3年度間：0自治体）、**市町村等で24自治体**（同：19自治体）ある【図14】。その主な理由は次のとおりである。

- ・任期途中で教育長が辞任し、後任の選任に時間を要したため。
- ・首長が提案した教育長人事案が議会で否決され、適任者の選定に時間を要したため。

また、地教行法第4条第1項に基づき、教育長は、首長が、議会の同意を得て、任命することとされている。議会における手続の状況について、**教育長候補者による所信表明と質疑を行った自治体は、都道府県・指定都市で9%**（同：7.6%）、**市町村等で6%**（同：7.1%）ある【図15】。

図14 3ヶ月以上教育長が不在となった期間の有無

（回答数）都道府県・指定都市：67、市町村等：1718

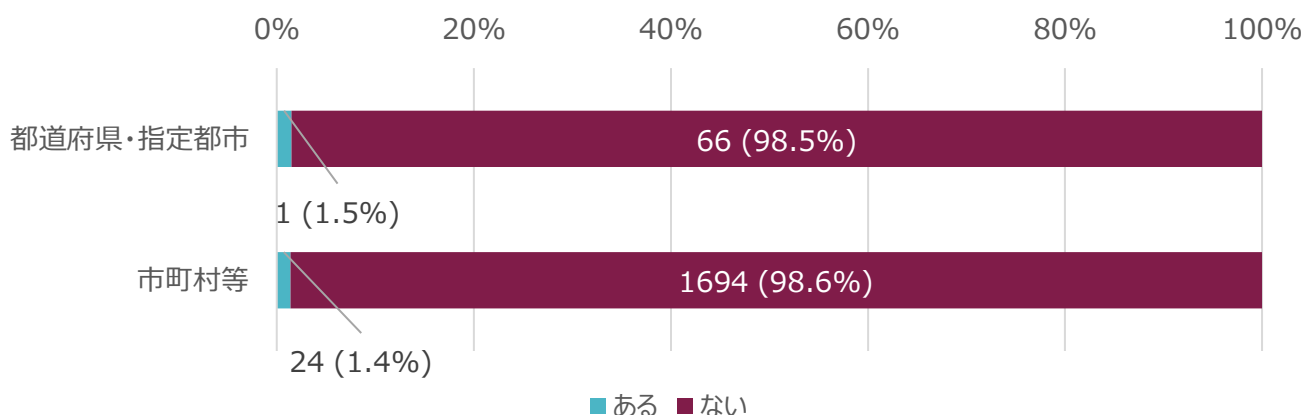


図15 （令和5年3月31日時点の）教育長の任命手続

※令和5年3月31日時点で教育長がいると回答した自治体のみ
（回答数）都道府県・指定都市：67、市町村等：1690

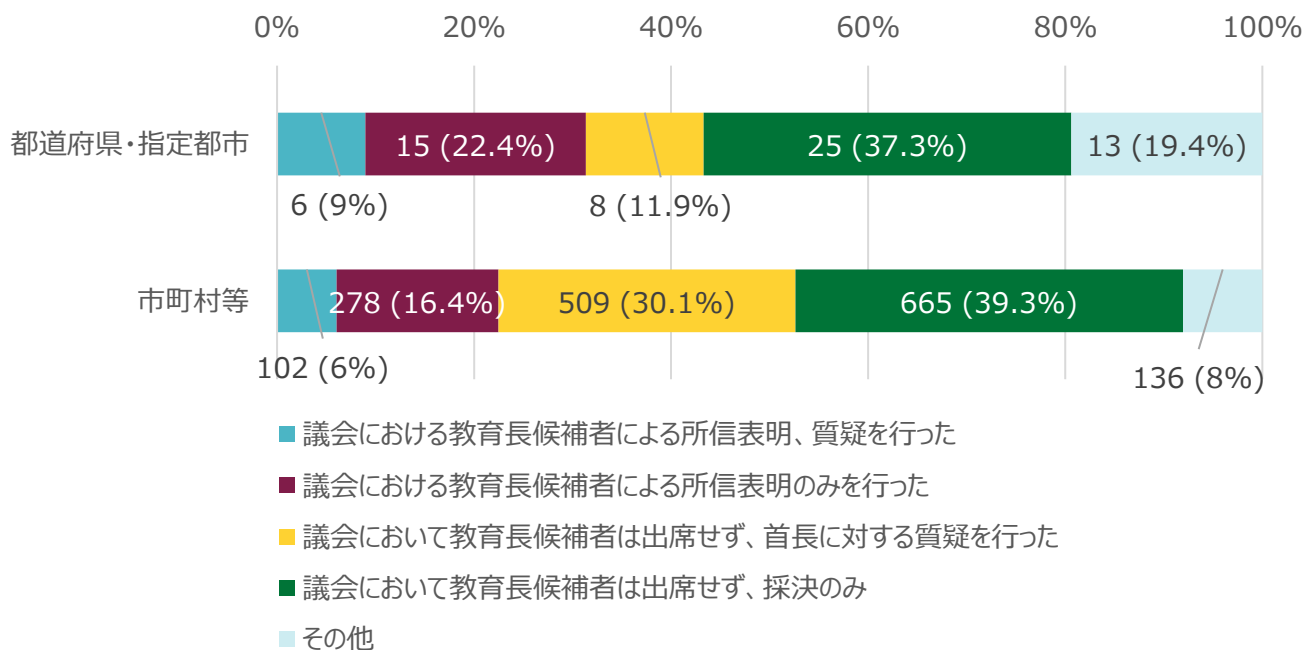
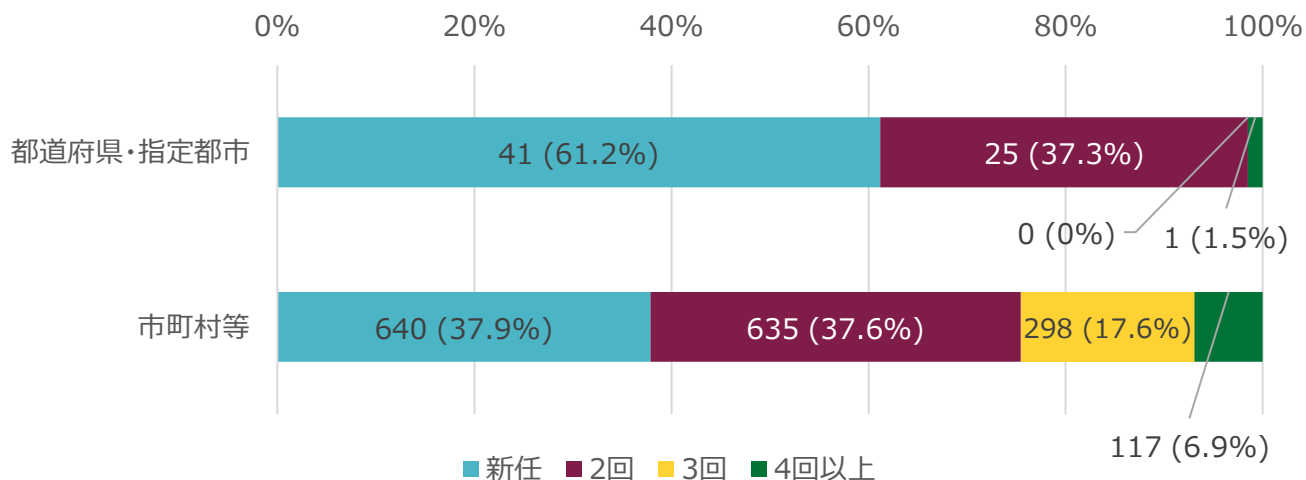


図16 (令和5年3月31日時点) 教育長の再任回数

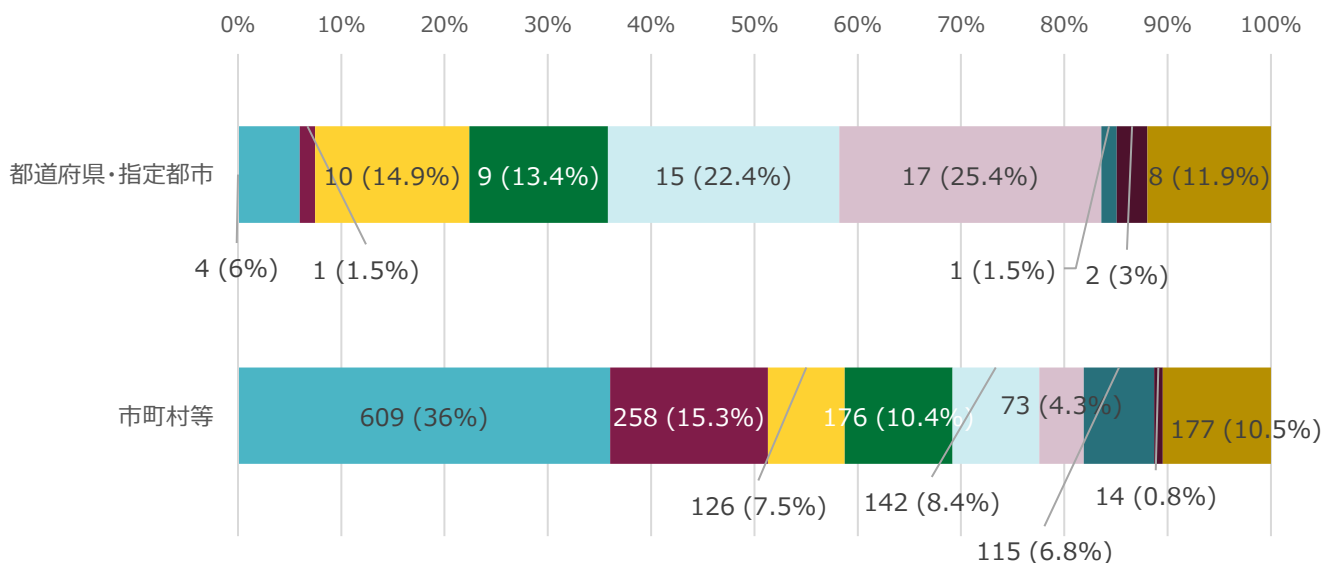
※令和5年3月31日時点で教育長がいると回答した自治体のみ
(回答数) 都道府県・指定都市：67、市町村等：1690



④教育長・教育次長職の前職について

図17 (令和5年3月31日時点) 教育長の前職

※令和5年3月31日時点で教育長がいると回答した自治体のみ
(回答数) 都道府県・指定都市：67、市町村等：1690



- ①教職員 (過去に教育委員会での勤務経験あり)
- ②教職員 (過去に教育委員会での勤務経験なし)
- ③教育委員会事務局職員 (教員籍)
- ④教育委員会事務局職員 (行政職)
- ⑤首長部局職員 (過去に教育委員会での勤務実績あり)
- ⑥首長部局職員 (過去に教育委員会での勤務実績なし)
- ⑦地方公務員 (上記①・②・③・④・⑤・⑥以外)
- ⑧国家公務員
- ⑨その他

図18 (令和5年3月31日時点の) 教育次長職(相当職を含む。)の配置人数

(回答数) 都道府県・指定都市：67、市町村等：1718

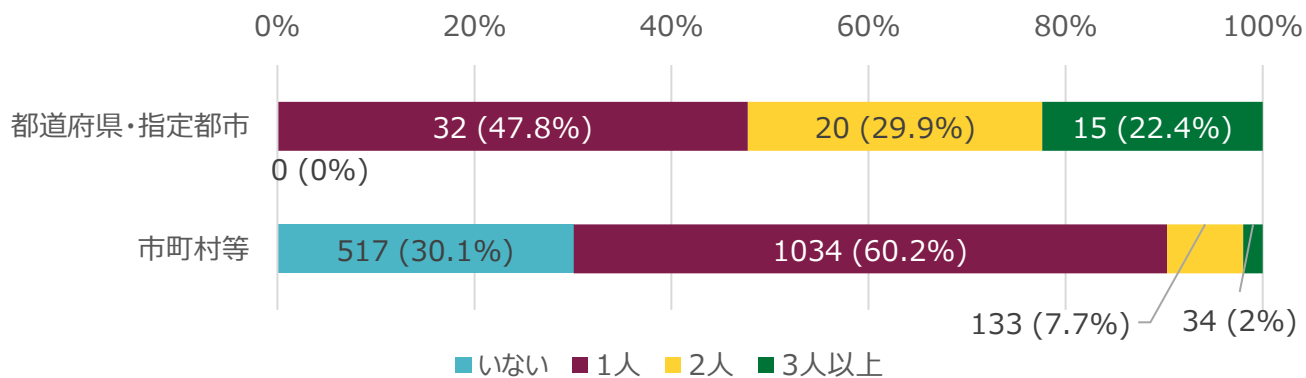
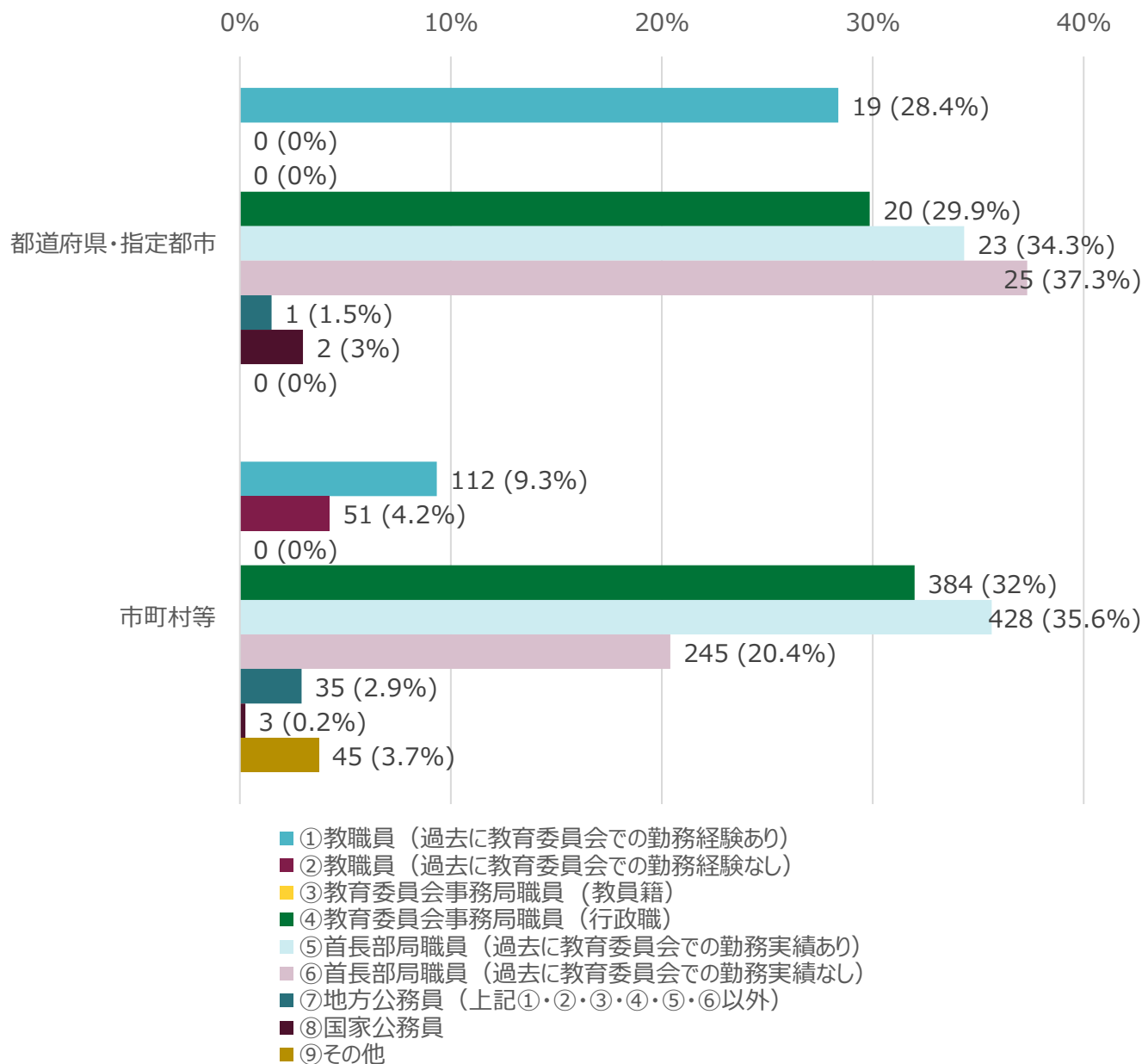


図19 (令和5年3月31日時点の) 教育次長職の前職(複数回答)

※令和5年3月31日時点で教育次長職がいると回答した自治体のみ
(回答数) 都道府県・指定都市：67、市町村等：1201



4. 教育長・教育委員の研修・自己研鑽

①教育長・教育委員の研修・自己研鑽について

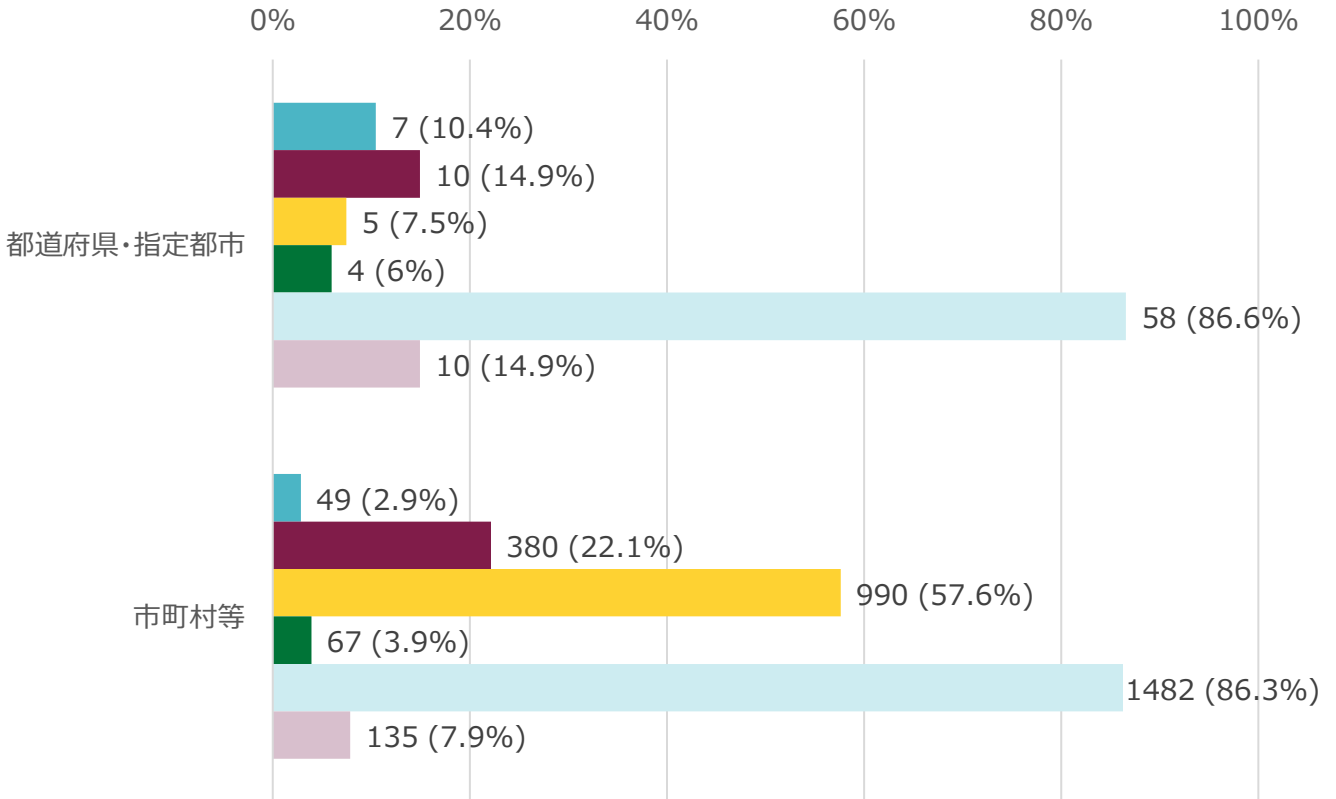
教育長・教育委員は、自治体における教育行政の運営に重要な責任を負っており、職務の遂行に当たっては、不断の自己研鑽に努める必要がある。

教育長が令和4年度間に研修等に参加した自治体は、都道府県・指定都市で89.6%、市町村等で97.1%ある【図20】。

また、教育長が参加した研修等の主催者としては、国や教育委員会関係団体によるものが多く、また、市町村等の場合は都道府県によるものも多い【図20】。さらに、教育委員が参加した研修等については、同じく、国や教育委員会関係団体、都道府県によるもののほか、各自治体で研修を行っているものも多い【図22】。

図20 教育長が参加した研修等の主催者（複数回答）

（回答数）都道府県・指定都市：67、市町村等：1718



- 参加なし
- 国・独立行政法人教職員支援機構（NITS）
- 都道府県（市（指定都市を含む。）町村等のみ）
- 大学・大学院
- 教育委員会関係団体
- その他

※教育委員会関係団体とは、全国都道府県教育委員会連合会、全国市町村教育委員会連合会等を指す。

図21 教育委員の研修参加回数

(回答数) 都道府県・指定都市：67、市町村等：1718

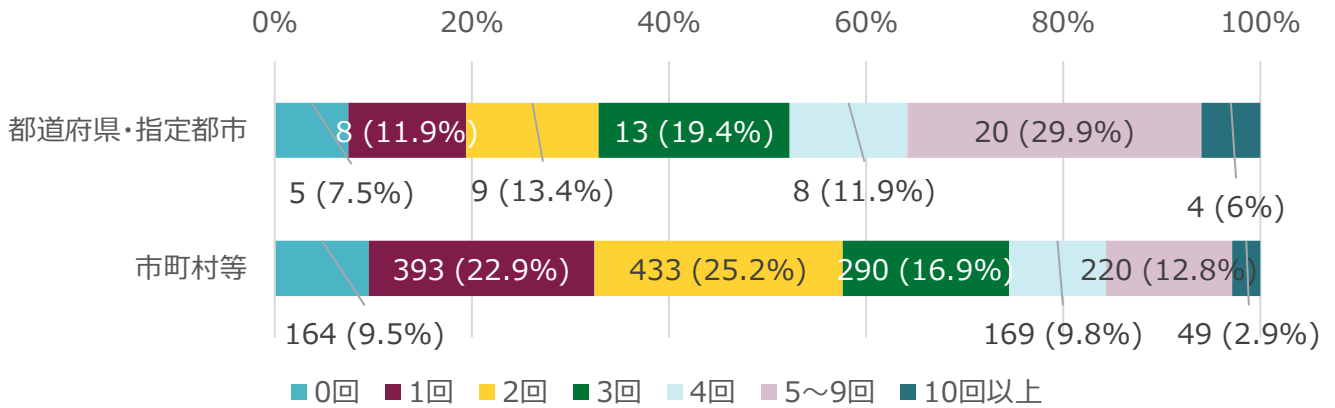
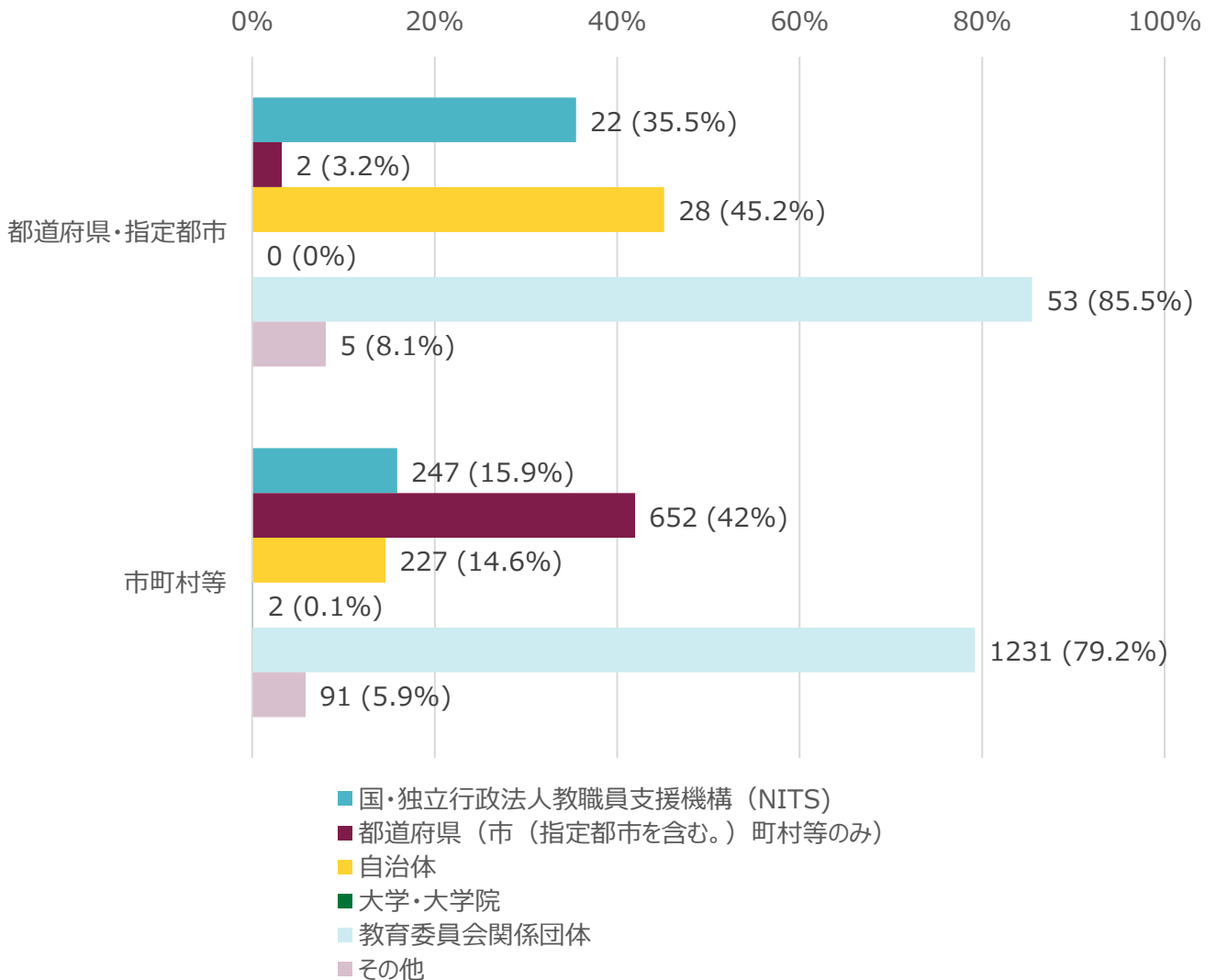


図22 教育委員が参加した研修等の主催者（複数回答）

※教育委員が1回以上研修に参加したと回答した自治体のみ
(回答数) 都道府県・指定都市：62、市町村等：1554



5. 教育委員会会議

①教育委員会会議の開催状況について

教育委員会制度は、教育行政の政治的中立性の確保、継続性・安定性の確保、地域住民の意向の反映を趣旨としている。地方教育行政の一層の推進の観点からは、教育委員会がその制度趣旨を十分に踏まえ、会議の活性化を通じて適切な意思決定を行うことが重要である。

令和4年度間の教育委員会会議（教育委員協議会等を含む。）の平均開催回数は、都道府県・指定都市で27.2回（令和3年度間：27.8回）、市町村等で15回（同：15.2回）である【図23】。また、市町村等における開催回数について、人口規模別に見ると、規模の大きい市町村等ほど開催回数が多い【図24】。

図23 教育委員会会議（教育委員協議会等を含む。）の年間開催回数

（回答数）都道府県・指定都市：67、市町村等：1718

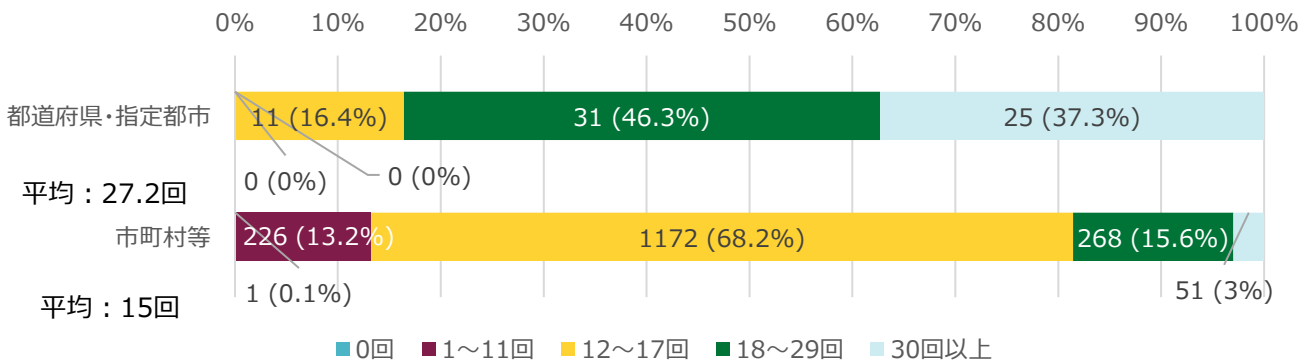
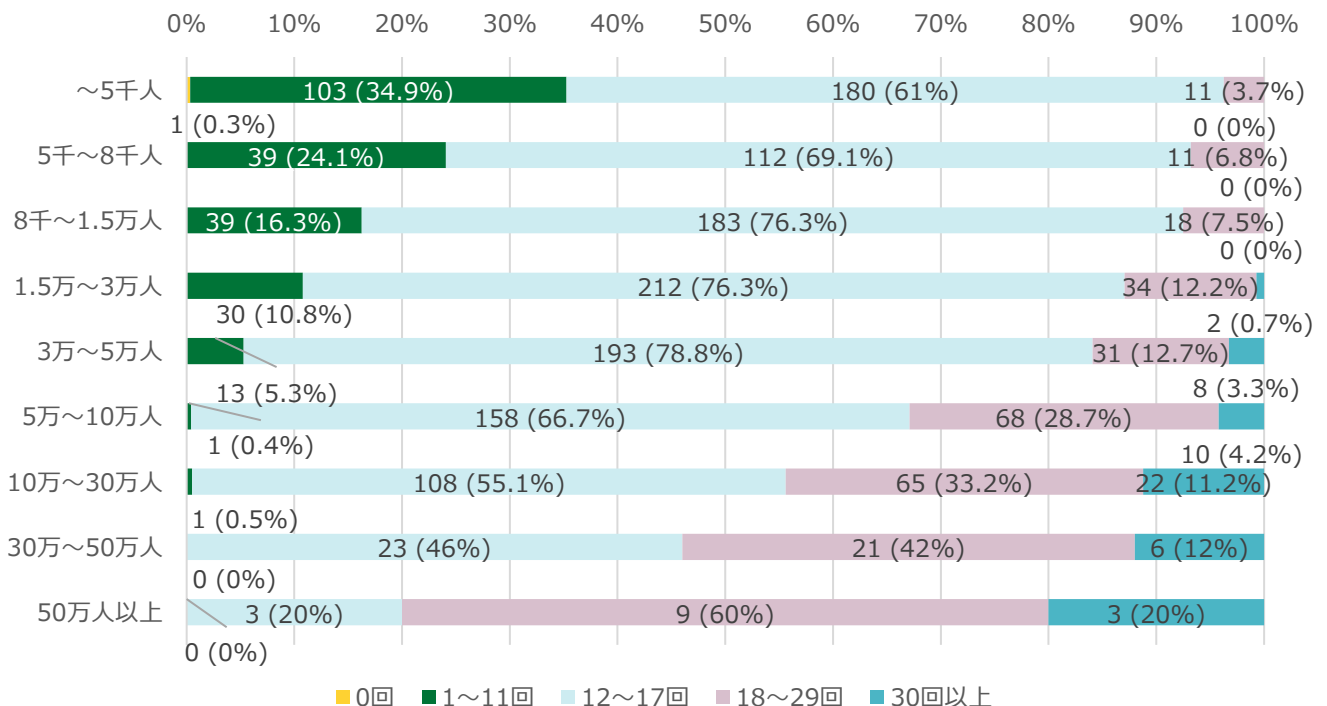


図24 【人口規模別（市町村等）】教育委員会会議（教育委員協議会等を含む。）の年間開催回数

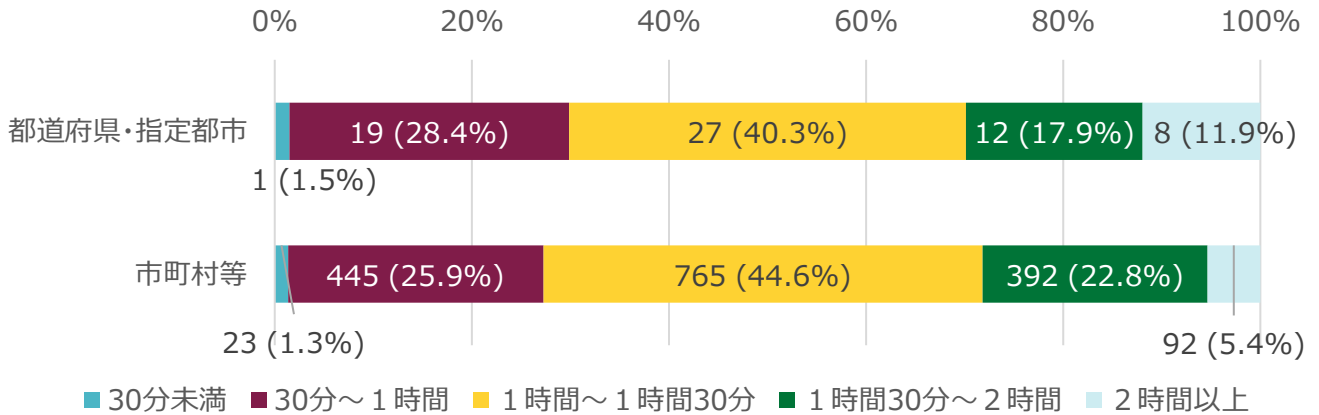
（回答数）市町村等：1718



※「教育委員協議会等」とは、教育委員会がその処理すべき事項について、調査・研究等を必要とする場合に定例会・臨時会とは別に開催するものを指す。

図25 教育委員会会議1回の平均開催時間

※教育委員会会議を開催した自治体のみ（回答数）都道府県・指定都市：67、市町村等：1717



②教育委員会会議の公開について

教育委員会会議は原則公開とされている（地教行法第14条第7項）。教育委員会会議の年間傍聴者延べ人数は、都道府県・指定都市では平均37.9人（令和3年度間：40.4人）、市町村等では3.8人（同：3.8人）である【図26】。

また、地教行法第14条第9項では、教育長は、教育委員会会議の議事録を作成し、公表するよう努めなければならないとされている。令和4年度間に教育委員会会議を開催した全ての自治体が議事録又は議事概要を作成しており【図28】、議事録等を公表している自治体は、都道府県・指定都市において100%（同：100%）、市町村等において73.8%（同：72.5%）となっている【図29】。

教育委員がより多くの地域住民との接点を持ち、教育行政に関する様々な意見やニーズを適時的確に把握する観点から、教育委員会から地域住民にアプローチする取組を行い、傍聴者数を増やす工夫も重要である。教育委員会会議の開催日時や議案等の情報をホームページに掲載するなどして積極的に告知している自治体は、都道府県・指定都市で100%（令和3年度間：100%）、市町村等で53.9%（同：50.5%）あるほか、傍聴者が多数入場できる大規模な会場で開催したり、移動（出張）教育委員会やそれに準ずるものを開催したりしている自治体も一定数存在する【図31】。

図26 教育委員会会議（定例会・臨時会）の傍聴者の年間延べ人数

※教育委員会会議を開催した自治体のみ（回答数）都道府県・指定都市：67、市町村等：1717

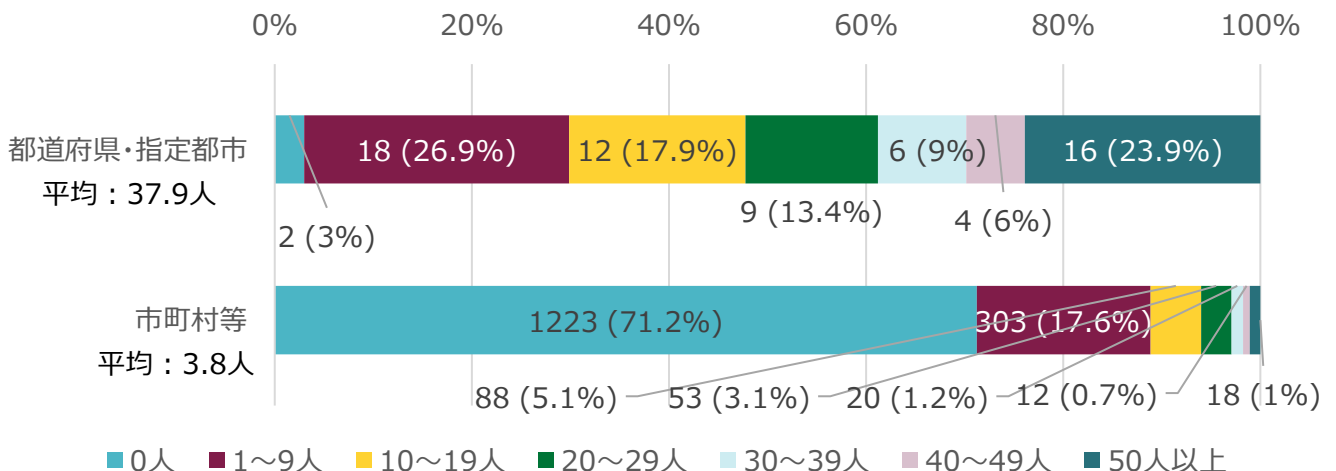


図27 【人口規模別（市町村等）】教育委員会会議（定例会・臨時会）の傍聴者の年間延べ人数
 ※教育委員会会議を開催した自治体のみ（回答数）市町村等：1717

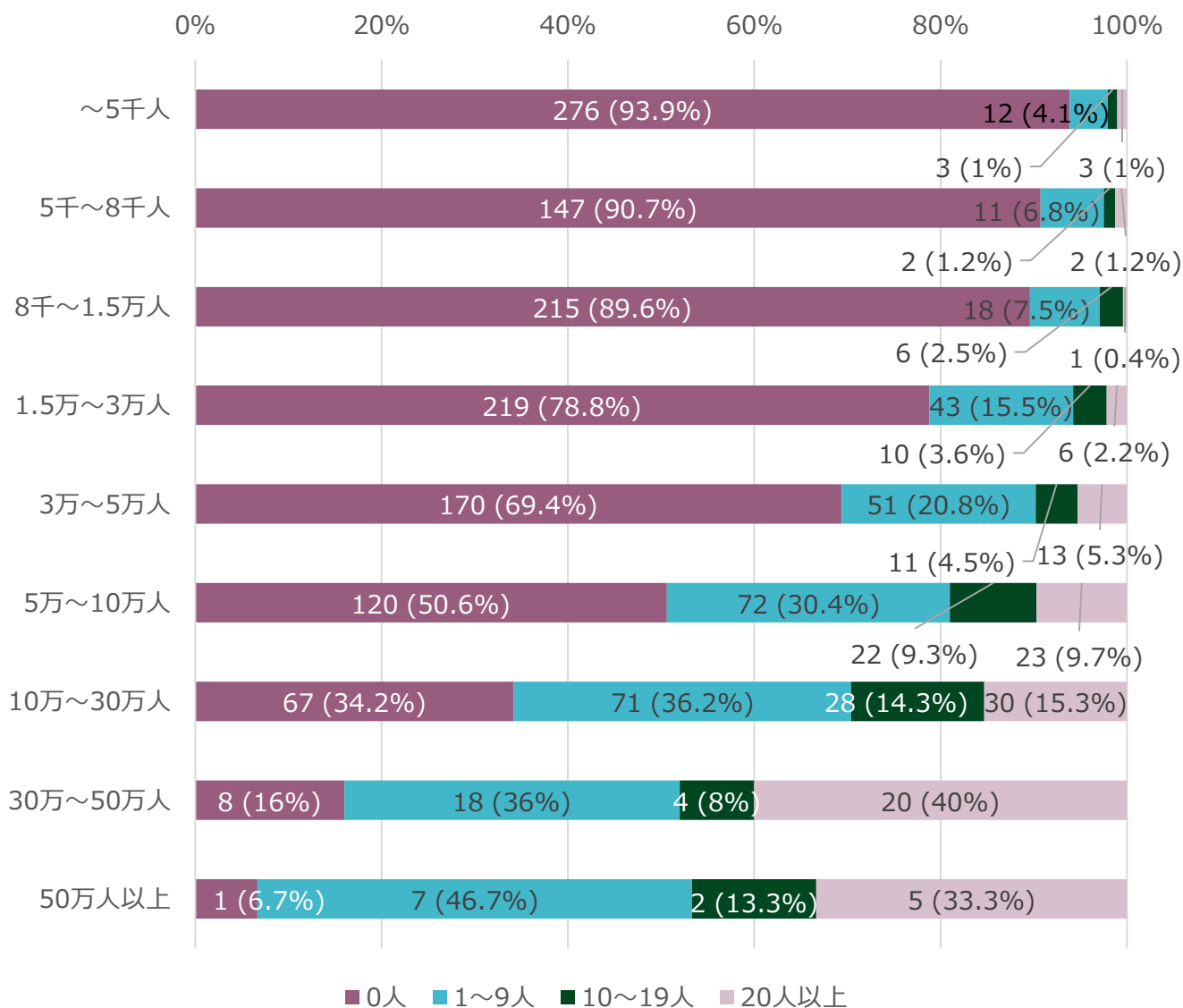


図28 議事録等の作成状況

※教育委員会会議を開催した自治体のみ（回答数）都道府県：67、市町村等：1717

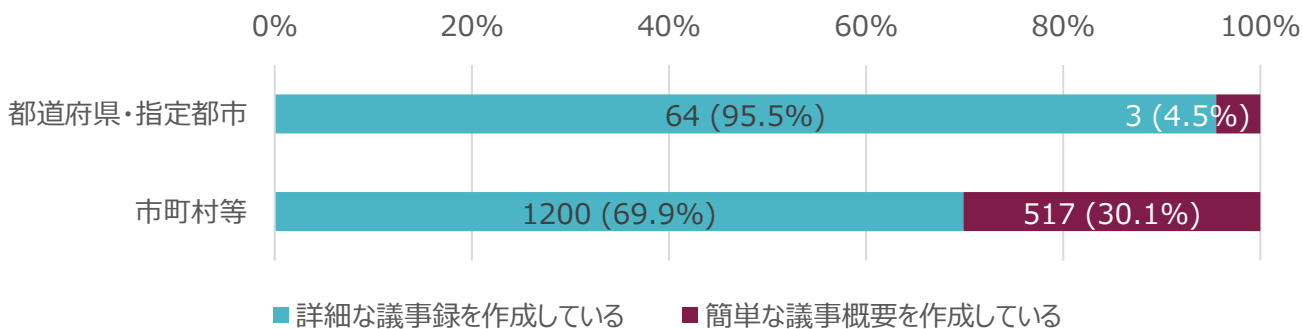


図29 議事録等の公表状況

※教育委員会会議を開催した自治体のみ (回答数) 都道府県：67、市町村等：1717

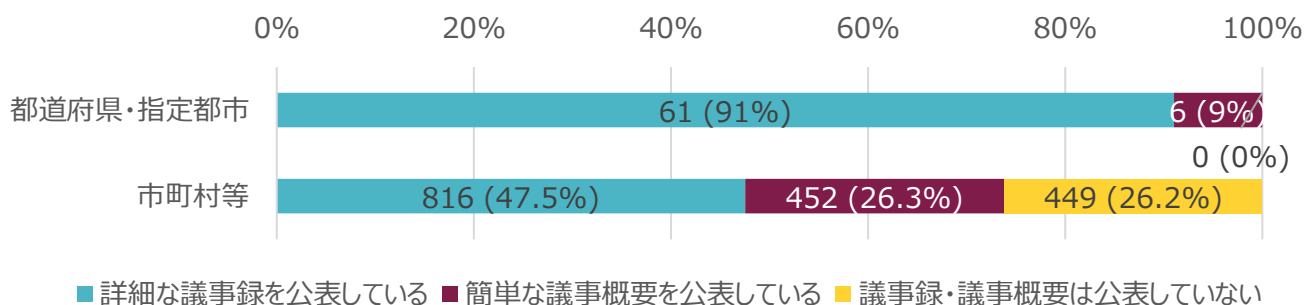


図30 議事録等の公表方法

※議事録等を公表した自治体のみ (回答数) 都道府県：67、市町村等：1268

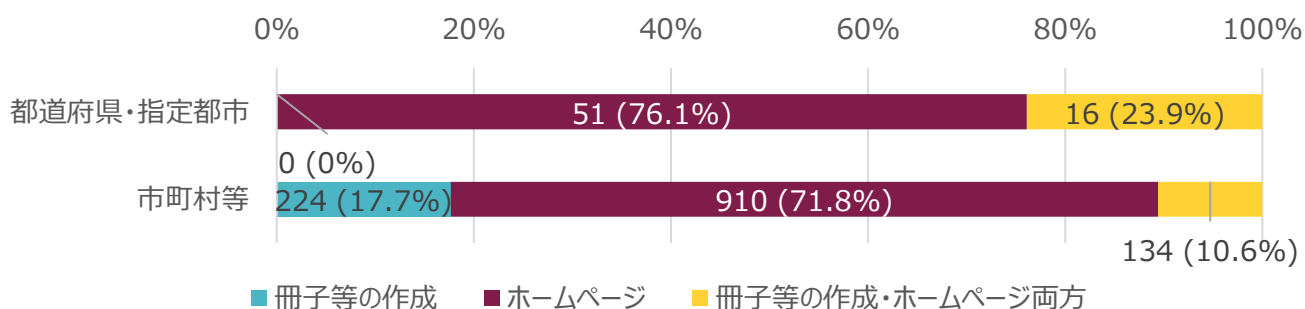
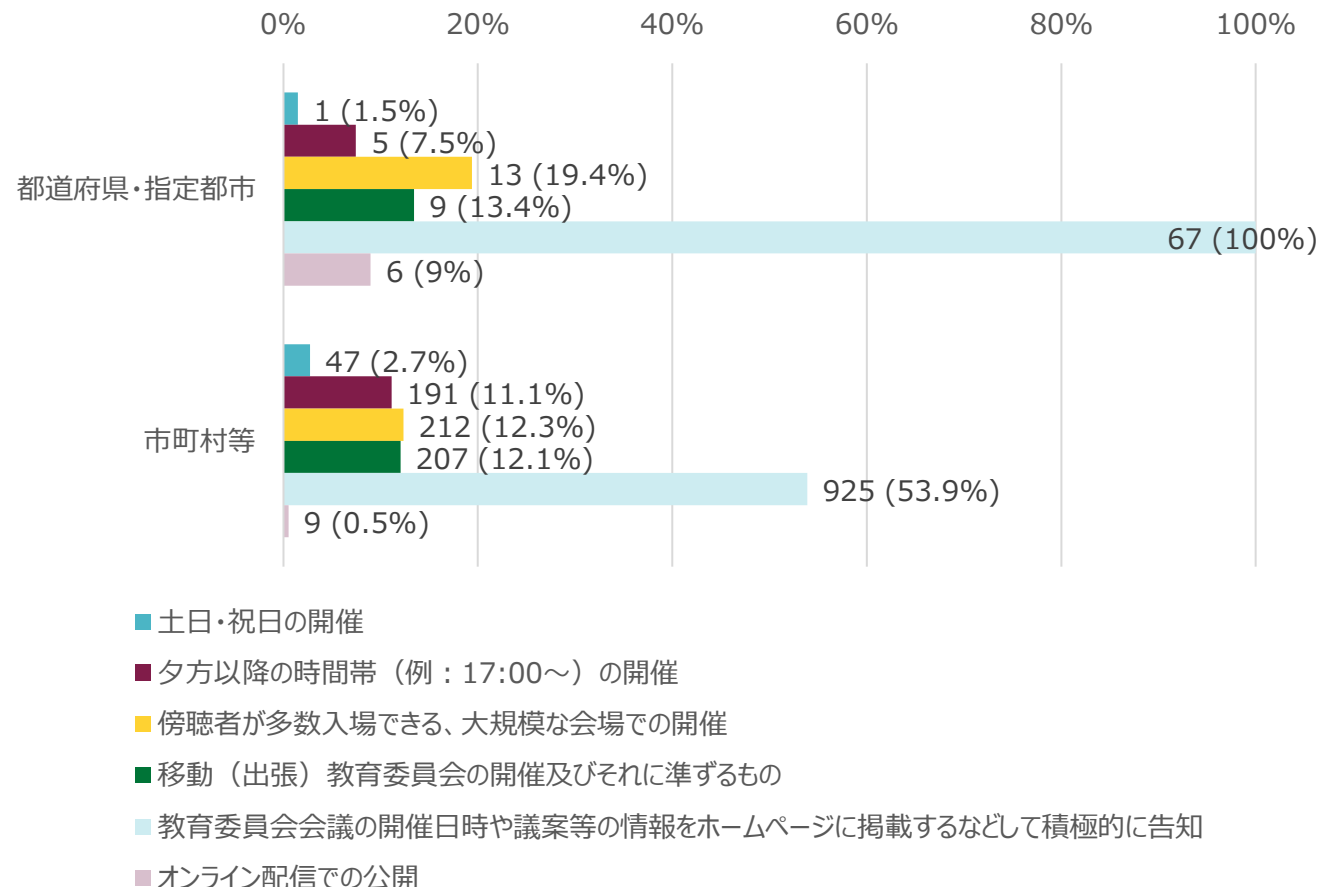


図31 教育委員会会議の公開に関する工夫 (複数回答)

※教育委員会会議を開催した自治体のみ (回答数) 都道府県：67、市町村等：1717



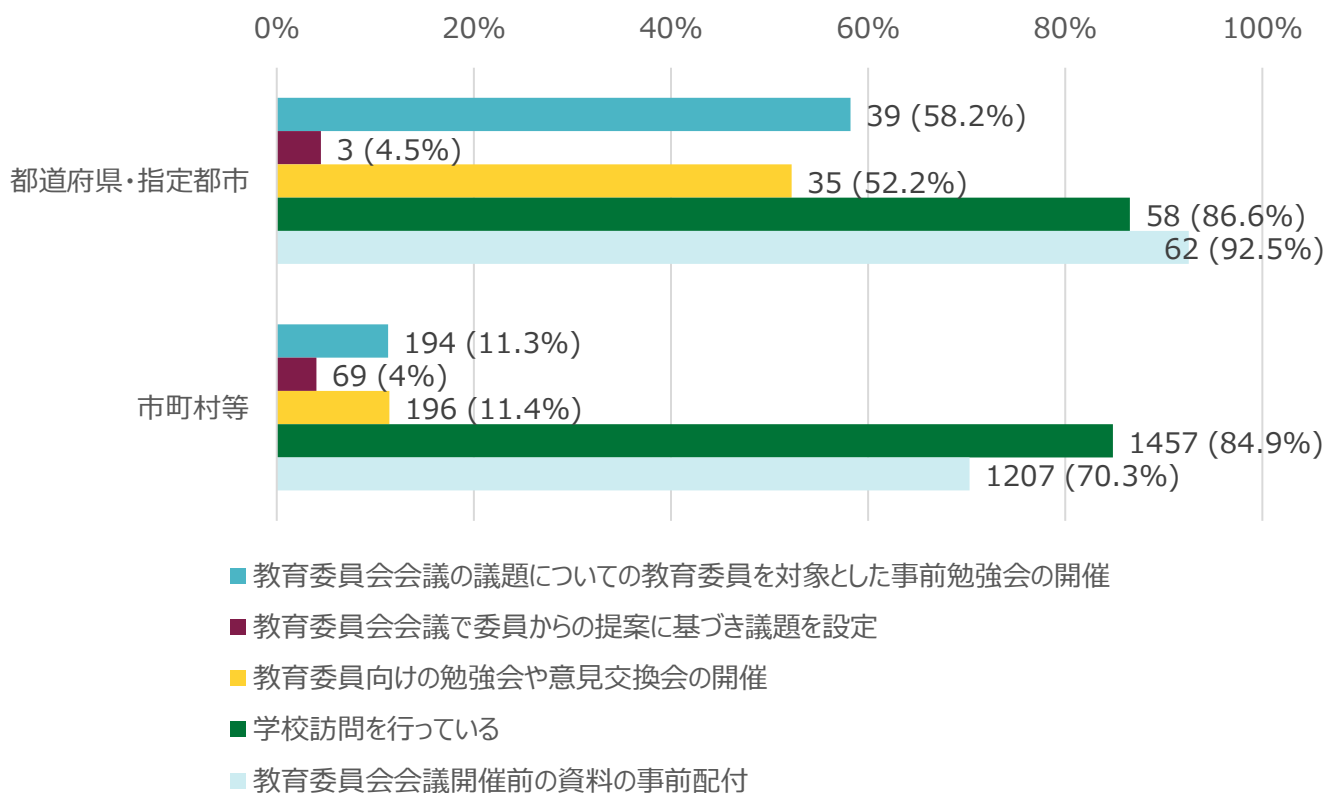
③教育委員会会議の議論を活発にするための取組について

教育委員会会議の議論を活発にする取組として、教育委員が主体的に会議に参加できる仕組みづくりが重要である。

教育委員会会議の議題についての教育委員を対象とした事前勉強会の開催を行っている自治体は、都道府県・指定都市で58.2%（令和3年度間：65.7%）、市町村等で11.3%（同：11.2%）ある。また、委員からの提案に基づき議題を設定している自治体は、都道府県・指定都市で4.5%（同：4.5%）、市町村等で4%（同：5.1%）あり、教育委員による学校訪問を行っている自治体は、都道府県・指定都市で86.6%（同：82.1%）、市町村等で84.9%（同：79.6%）ある【図32】。

図32 教育委員会会議の議論を活発にするための工夫（複数回答）

※教育委員会会議を開催した自治体のみ（回答数）都道府県：67、市町村等：1717



（その他の工夫）

- 年度当初に各教育委員の担当課を決め、担当課の業務に着目してもらう。
- 電子メールによる教育委員会事務局からの情報提供等、密な連絡体制の構築によって審議の活性化に努めている。
- 校園長会との意見交換を行っている。
- 事前に審議に関する質問票を送付している。
- すべての町立学校に訪問し、授業参観や学校長から直接「学校運営方針」の説明等を受けることにより、実態に則した審議の活性化を図っている。
- 議題に合わせて各種行事予定についても案内している。
- （都道府県の回答）市町村教育委員や公安委員会との意見交換会を実施している。

6. 教育委員会の活動状況についての点検・評価

①点検・評価の実施状況について

地教行法第26条第1項では、効果的な教育行政の推進と教育委員会が住民への説明責任を果たしていく趣旨から、教育委員会がその権限に属する事務の管理・執行の状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することを義務づけている。

令和4年度間において、**点検・評価を行っている自治体は、都道府県・指定都市では100%**（令和3年度間：100%）だが、**市町村等では96%**（同：94%）であり、68自治体が「行っていない」と回答している【表3】。

表3 点検・評価について、「行っていない」と回答した自治体（68自治体）

都道府県名	市町村等名
北海道(5)	中川町、むかわ町、浦河町、泊村、音威子府村
岩手県(2)	西和賀町、金ケ崎町
宮城県(2)	気仙沼市、大崎市
山形県(3)	川西町、小国町、戸沢村
福島県(8)	下郷町、只見町、古殿町、広野町、富岡町、大熊町、泉崎村、鮫川村
茨城県(1)	那珂市
千葉県(1)	君津市
東京都(1)	新島村
新潟県(3)	南魚沼市、刈羽村、粟島浦村
福井県(1)	永平寺町
山梨県(1)	丹波山村
長野県(10)	小海町、上松町、川上村、中川村、阿智村、売木村、泰阜村、豊丘村、王滝村、山形村
岐阜県(2)	関ヶ原町、池田町
愛知県(1)	弥富市
三重県(1)	明和町
滋賀県(1)	甲良町
京都府(1)	宇治田原町
奈良県(1)	下北山村
島根県(2)	吉賀町、海士町
岡山県(2)	勝央町、奈義町
広島県(1)	北広島町
福岡県(4)	みやま市、広川町、糸田町、赤村
佐賀県(1)	吉野ヶ里町
熊本県(4)	玉東町、和水町、南小国町、高森町
鹿児島県(2)	肝付町、伊仙町
沖縄県(7)	与那国町、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、伊平屋村、伊是名村

②学識経験者等の知見の活用状況について

点検・評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることが定められており（地教行法第26条第2項）、令和4年度間において、**学識経験者等の意見聴取を行っている自治体は、都道府県・指定都市では100%だが、市町村等では84.5%**である【図33】。

図33 学識経験者等の意見聴取

※点検・評価を行った自治体のみ（回答数）都道府県：67、市町村等：1650

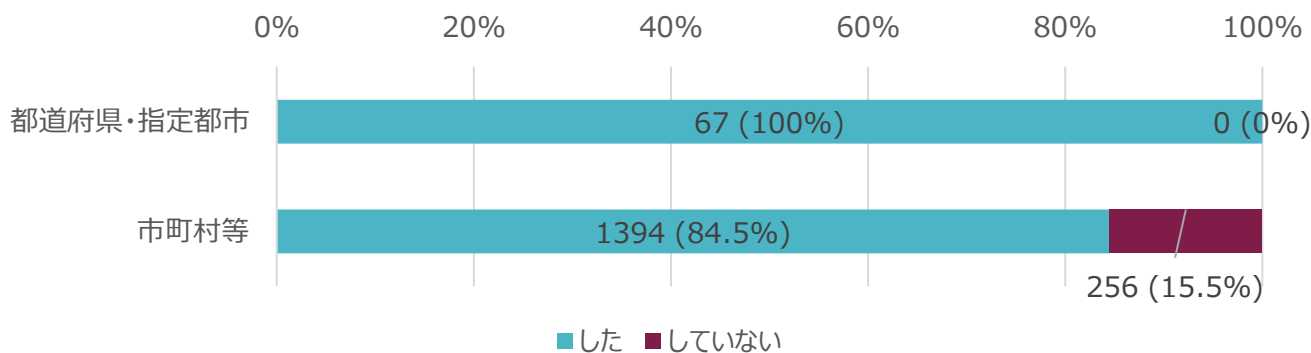


図34 知見を活用した学識経験者等（複数回答）

※学識経験者等から意見聴取を行った自治体のみ（回答数）都道府県：67、市町村等：1394

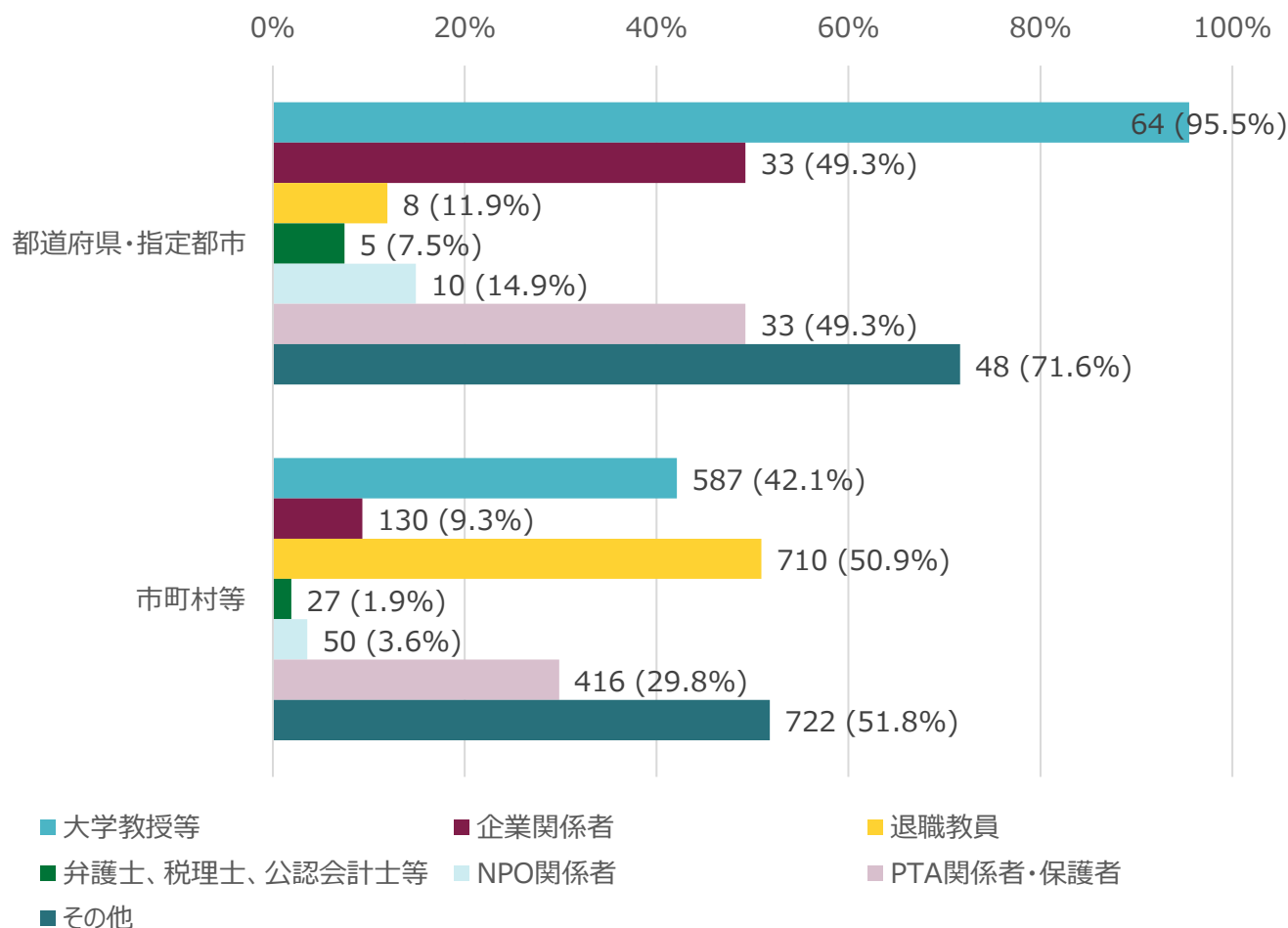
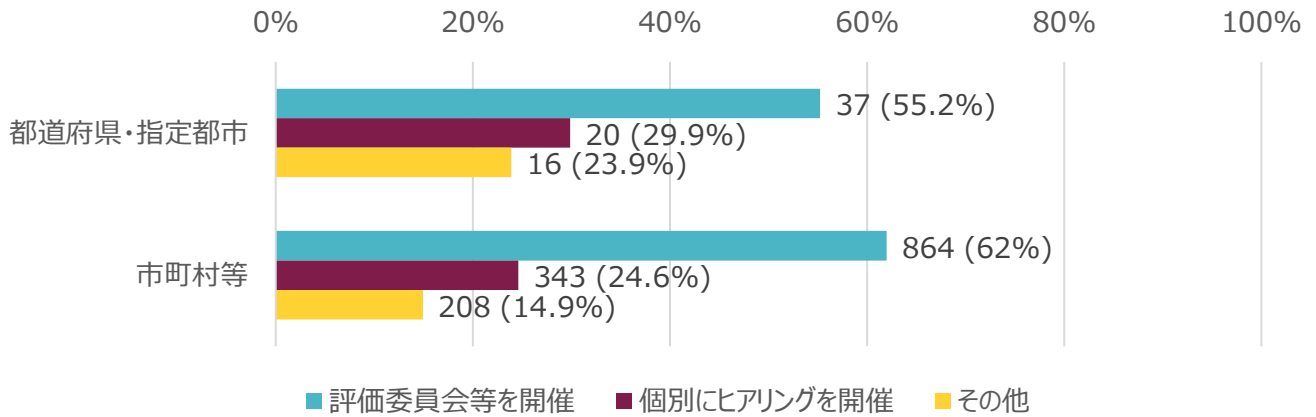


図35 学識経験者等からの意見聴取方法（複数回答）

※学識経験者等から意見聴取を行った自治体のみ（回答数）都道府県：67、市町村等：1394



③点検・評価の議会報告、公表状況について

点検・評価について議会の本会議や委員会等で説明した自治体は、都道府県・指定都市で44.8%（令和3年度間：52.2%）、市町村等で42.1%（同：42.8%）である【図36】。

図36 点検・評価の議会報告状況

※点検・評価を行った自治体のみ（回答数）都道府県：67、市町村等：1650

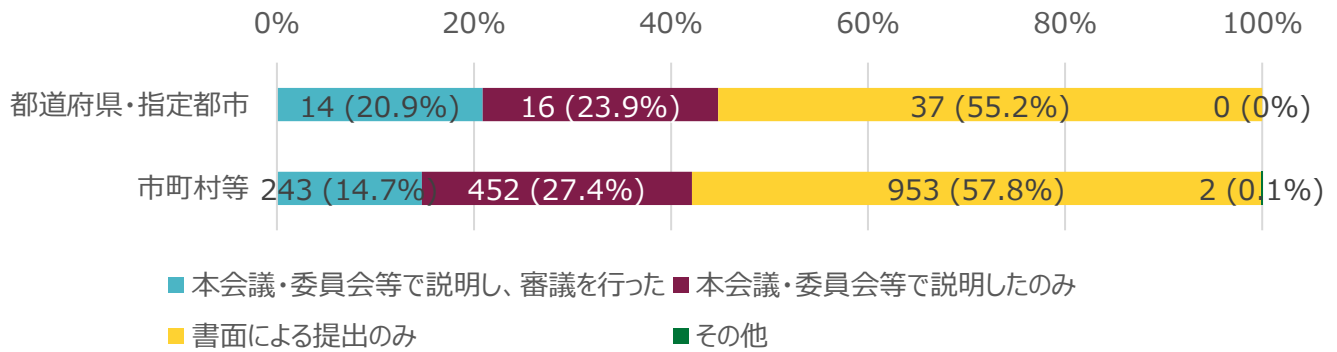
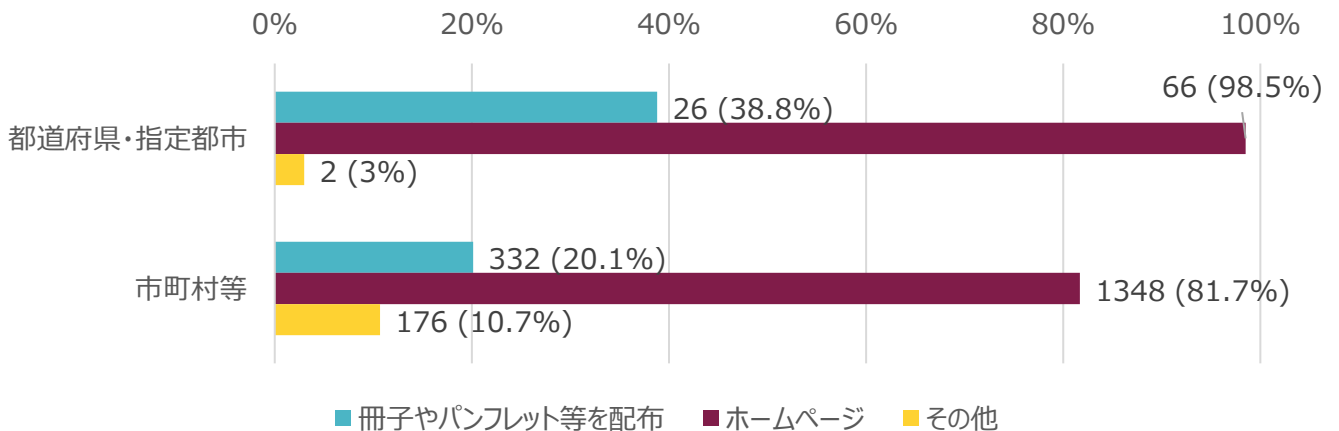


図37 点検・評価の公表方法

※点検・評価を行った自治体のみ（回答数）都道府県：67、市町村等：1650



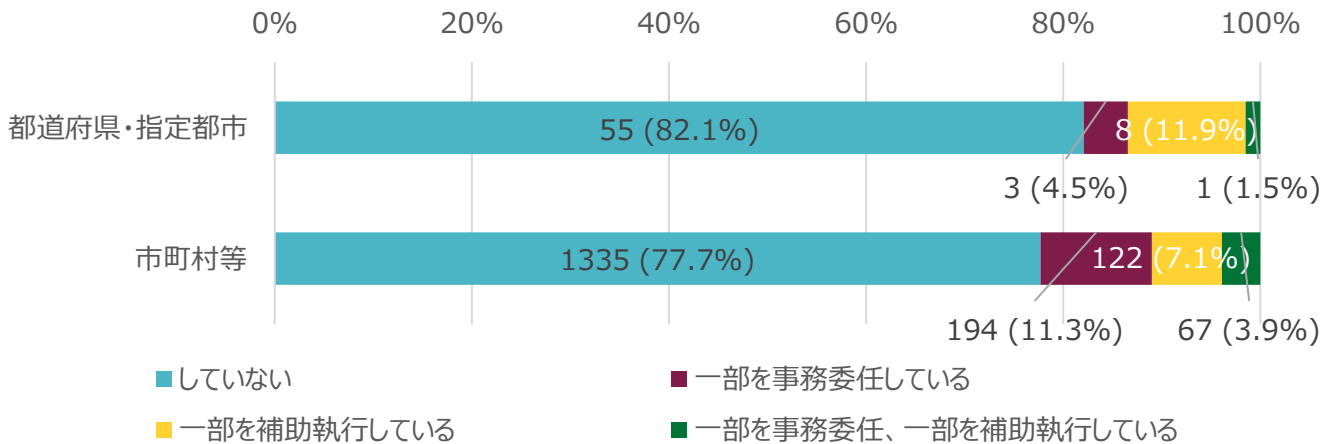
7. 教育委員会と首長との事務委任・補助執行

教育を取り巻く社会環境が多様化・複雑化していく中で、各学校における教育の充実や様々な課題を解決していくためには、教育委員会だけでは十分な対応が難しい場合もあり、教育委員会と首長との密接な連携を通じて、教育行政を他の行政分野と一体となって推進する必要性が高まっている。

事務委任や補助執行等によって、就学前に係る教育・保育等や学校を含む公共施設管理について一元的に施策を推進することも教育委員会と首長との連携に向けた方策として考えられ、**児童福祉・子育て支援に関する事務の首長から教育委員会（事務局）への事務委任・補助執行については、都道府県・指定都市で17.9%、市町村等で22.3%の自治体が行っている【図38】。**

① 首長から教育委員会（事務局）への事務委任・補助執行について

図38 児童福祉・子育て支援に関する事務の首長から教育委員会（事務局）への事務委任・補助執行
(回答数) 都道府県：67、市町村等：1718



② 教育委員会から首長部局への事務委任・補助執行について

図39 幼稚園に関する事務の教育委員会から首長部局への事務委任・補助執行
(回答数) 都道府県：67、市町村等：1718

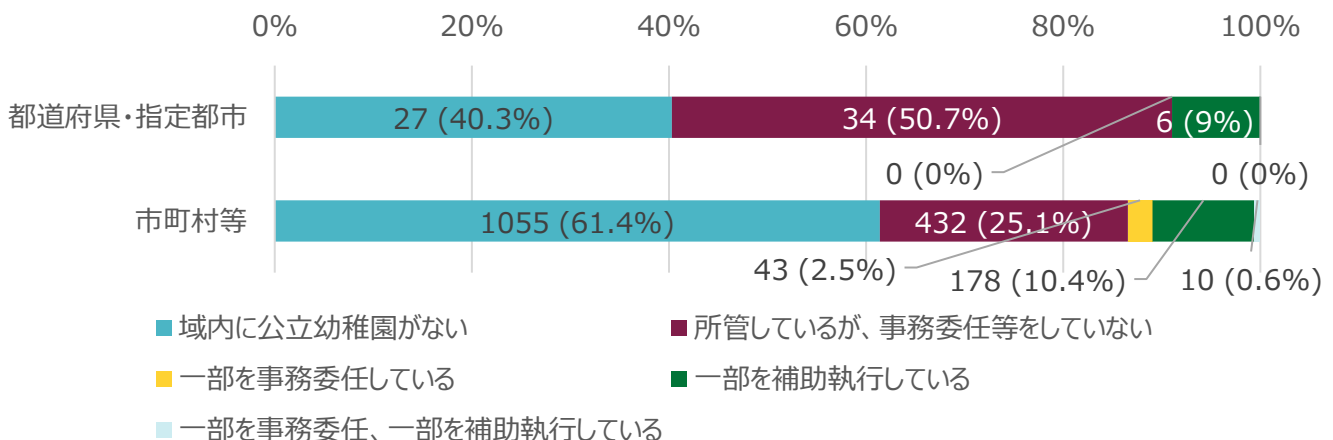


図40 学校施設管理に関する事務の教育委員会から首長部局への事務委任・補助執行

(回答数) 都道府県：67、市町村等：1718

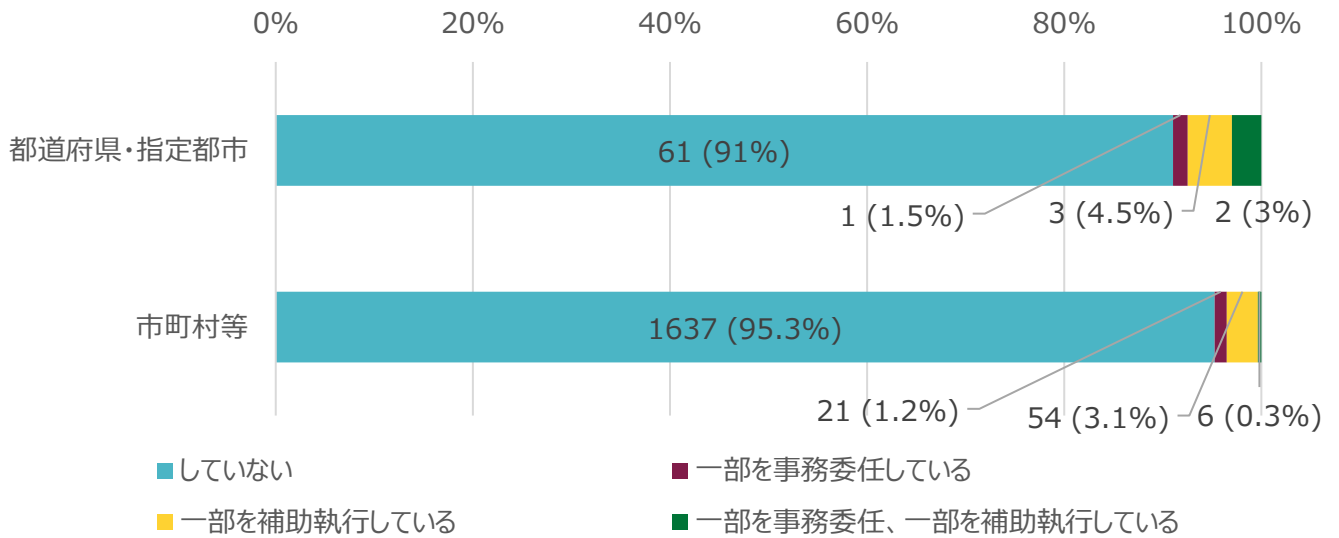
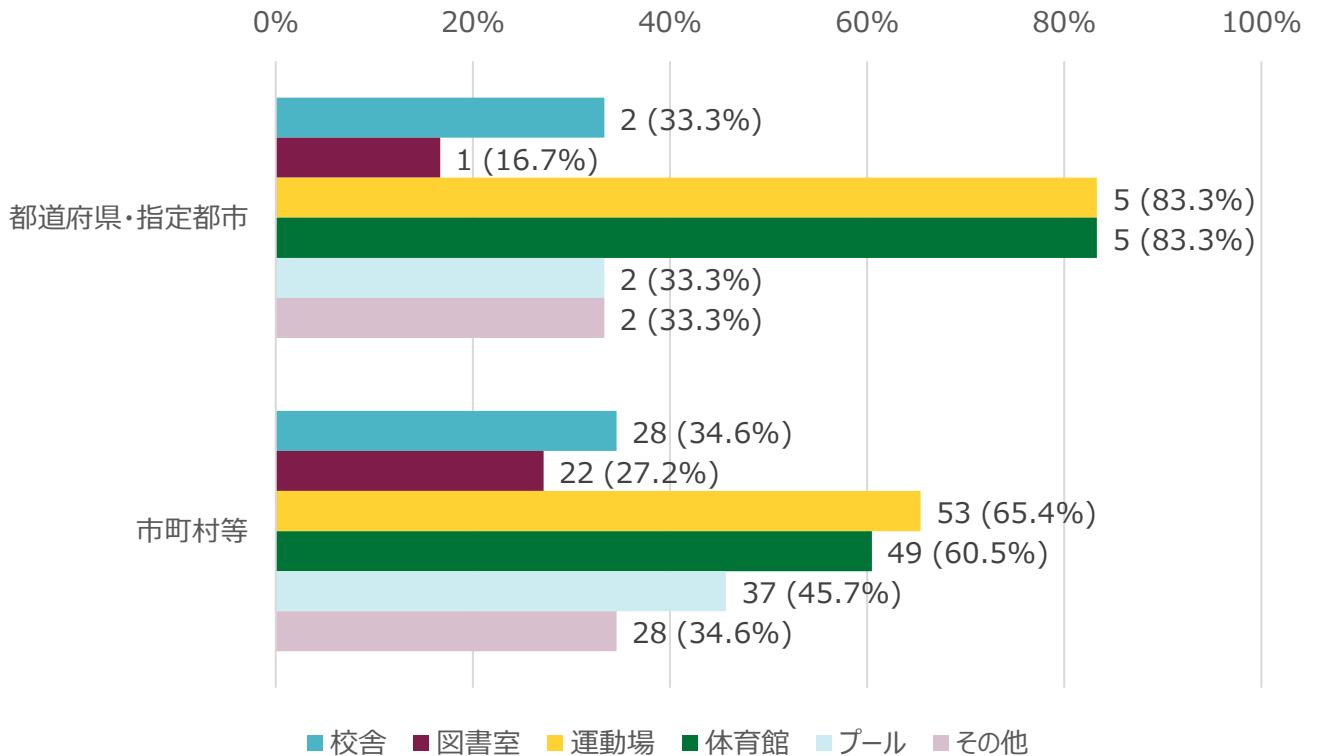


図41 事務委任・補助執行している学校施設の類型（複数回答）

※学校施設を事務委任・補助執行していると回答した自治体のみ (回答数) 都道府県：6、市町村等：81



①指導主事の配置について

多様化・複雑化する教育課題や新たな教育への対応に直面する学校に対して、教育委員会は指導・助言を通じて適切に支援することが求められており、その中で、教科に係る専門性や授業に関する指導力等の能力を有する指導主事の役割が重要である。

指導主事が配置されていない市町村等は23.3%（令和3年度間：22.9%）あり【図42】、**小規模自治体ほど配置されていない割合が大きい**【図43】。

また、指導主事に係る体制整備に課題を有する自治体については、指導主事発令等を受けていないものの、校長経験者等の教育に関する識見や学校教育に関して専門的な知見等を有する者を、指導主事に準ずる者として、指導主事と類似の事務に従事させることも有効であると考えられる。**指導主事が配置されていない市町村等のうち、34%**（同：36.1%）**で指導主事に準ずる者が配置されている**【図45】。

図42 指導主事の配置

（回答数）都道府県：67、市町村等：1718

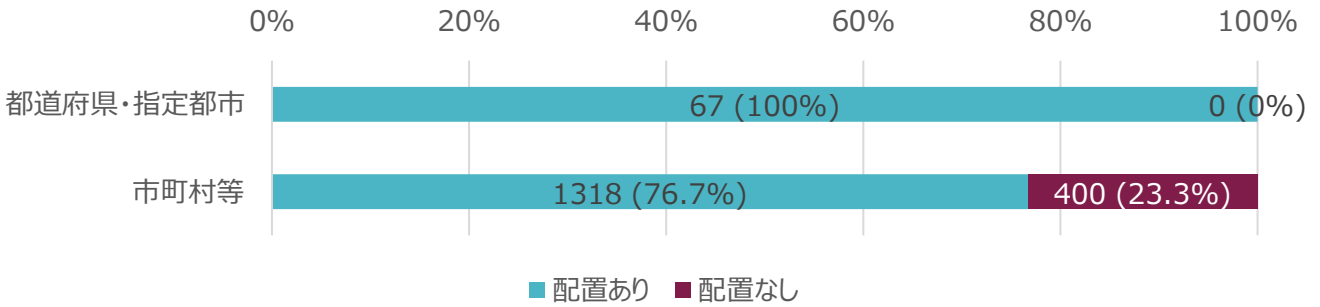


図43 【人口規模別（市町村等）】指導主事の配置

（回答数）市町村等：1718

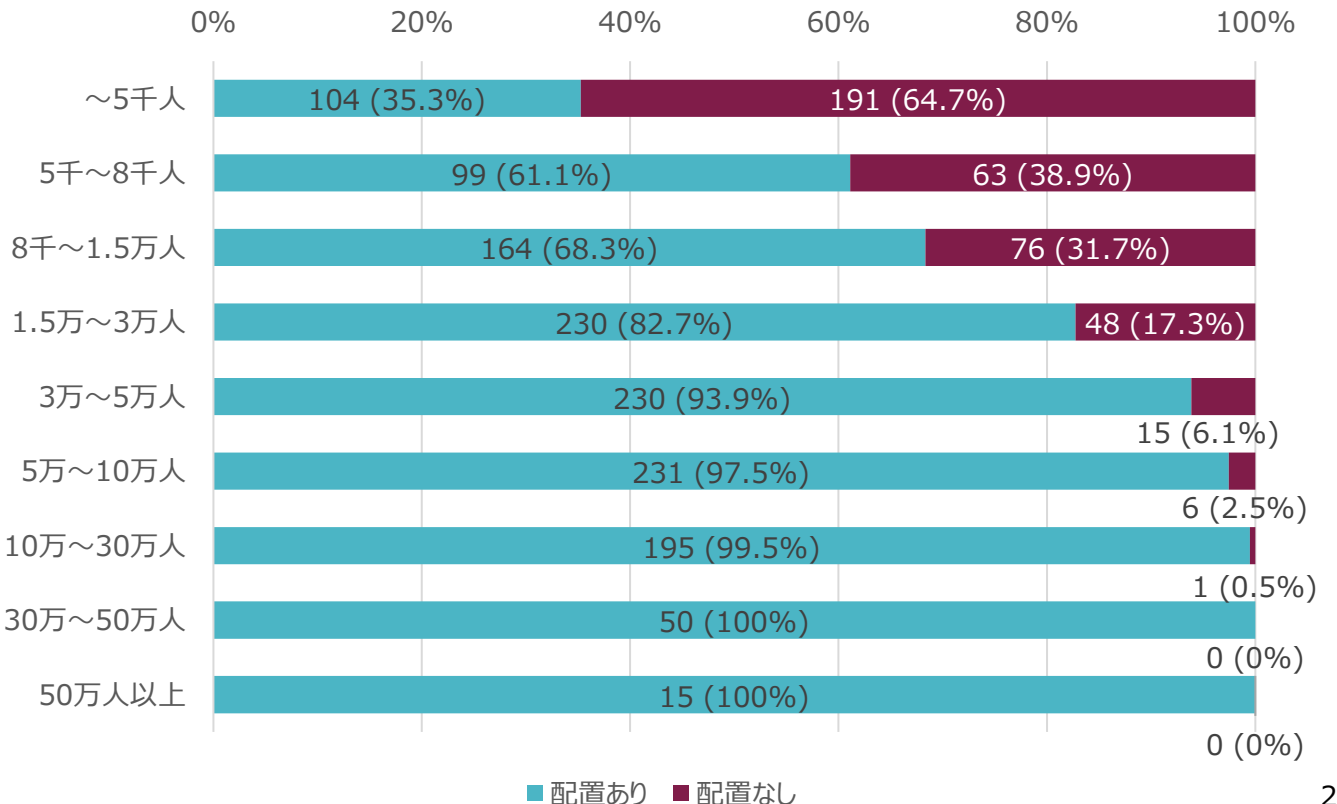


図44 指導主事に準ずる者の配置

(回答数) 都道府県・指定都市：67、市町村等：1718

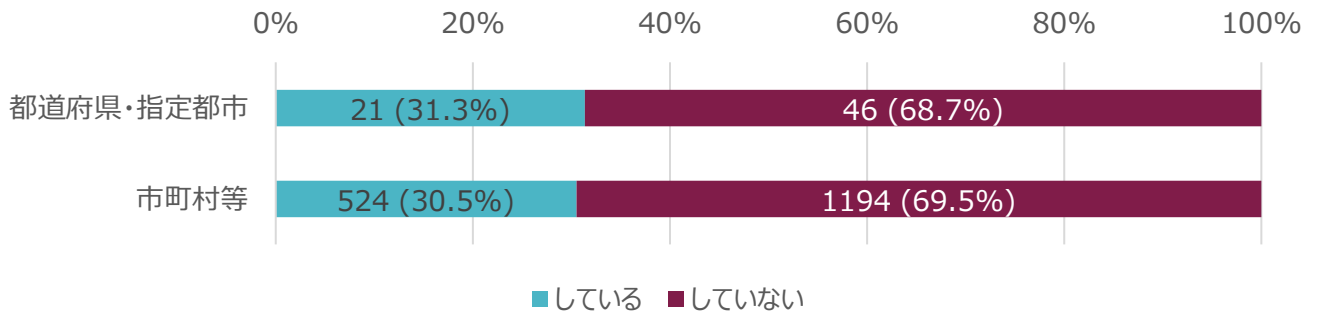


図45 【指導主事の配置有無別（市町村等）】指導主事に準ずる者の配置

(回答数) 市町村等：1718

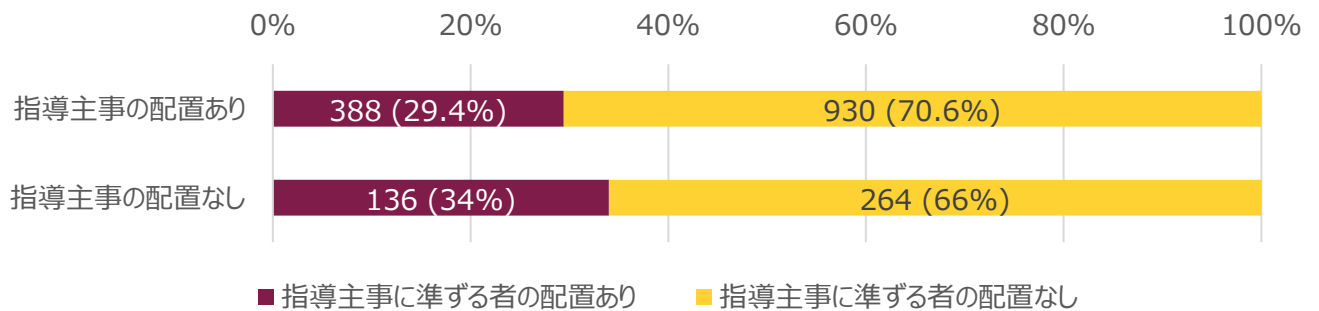
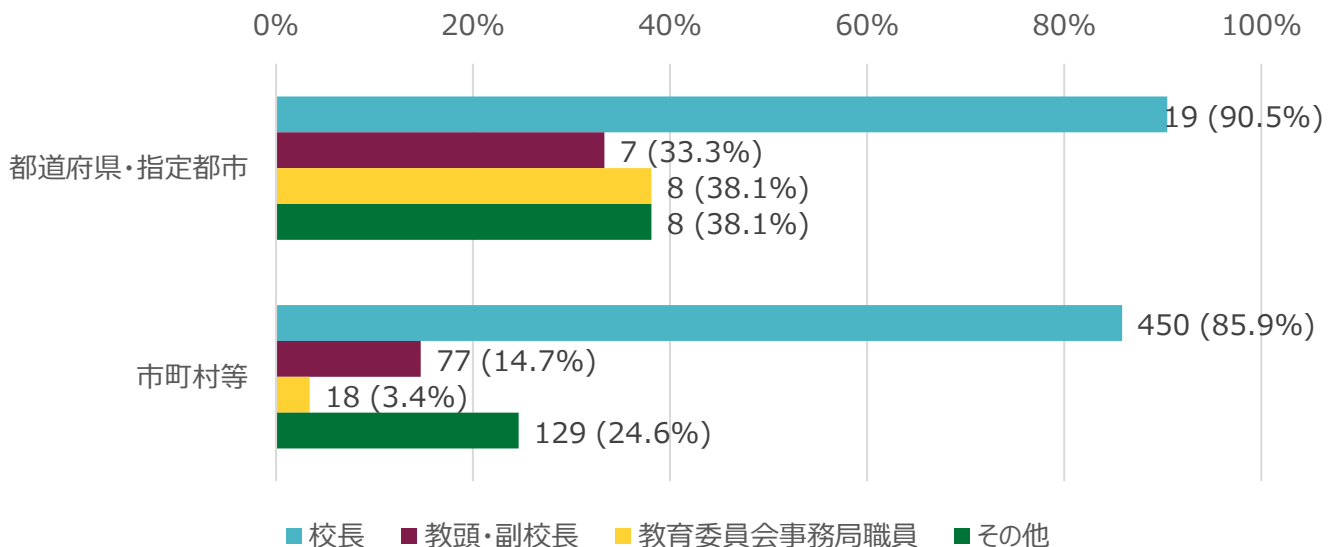


図46 指導主事に準ずる者の前職（複数回答）

※指導主事に準ずる者を配置している自治体のみ (回答数) 都道府県：21、市町村等：524

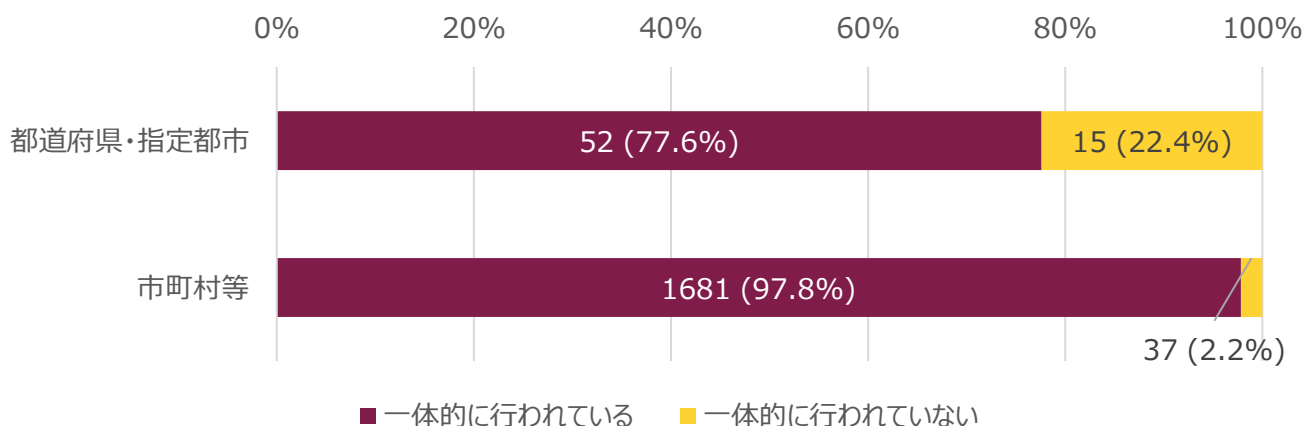


※「指導主事に準ずる者」とは、雇用形態等の関係で指導主事には該当しない、または、指導主事発令を受けていないが、指導主事と類似の事務に従事する者を指す（会計年度任用職員等の非常勤の職員を含む）。

②教育委員会事務局職員の人事について

図47 教育委員会事務局と首長部局の一体的な人事異動

(回答数) 都道府県・指定都市：67、市町村等：1718



③教育行政職の採用について

一部の自治体では、教育委員会事務局職員について、首長部局の職員と一体的に採用するのではなく、教育行政に特化した職種（教育行政職）を設け、教育委員会事務局を中心とした人材育成を行っている。教育行政職を設けることで、行政運営能力と教育に係る専門性の双方を併せ持った職員を養成できることが考えられ、**都道府県・指定都市では19.4%、市町村等では0.9%が教育行政職採用を実施している【図48】。**

また、特定の知見・専門性を有するスペシャリストとしての役割を求めて採用を行った自治体では、**情報通信技術や教育法務等の知見・専門性を期待して教育行政職を採用している。**

図48 教育行政職採用

(回答数) 都道府県・指定都市：67、市町村等：1718

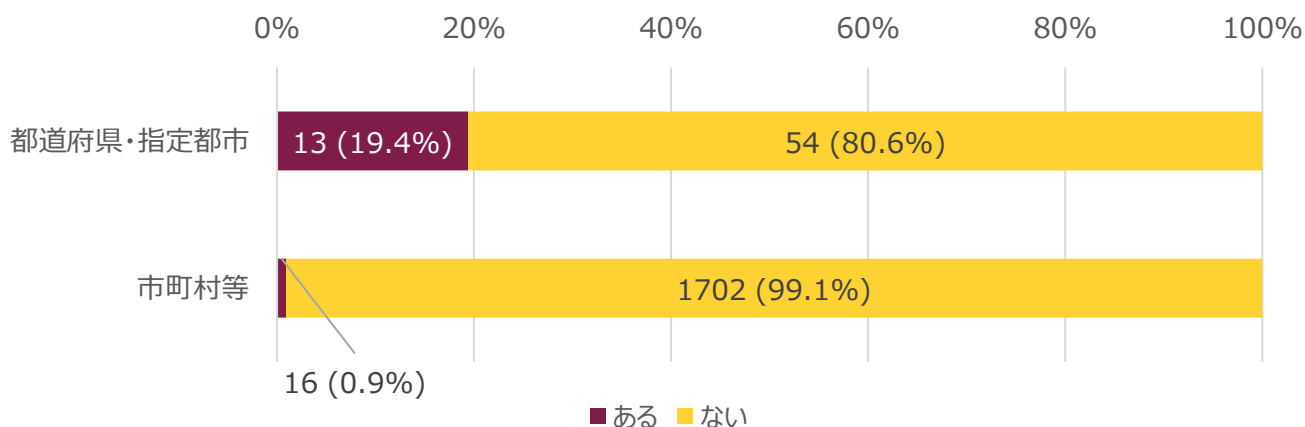
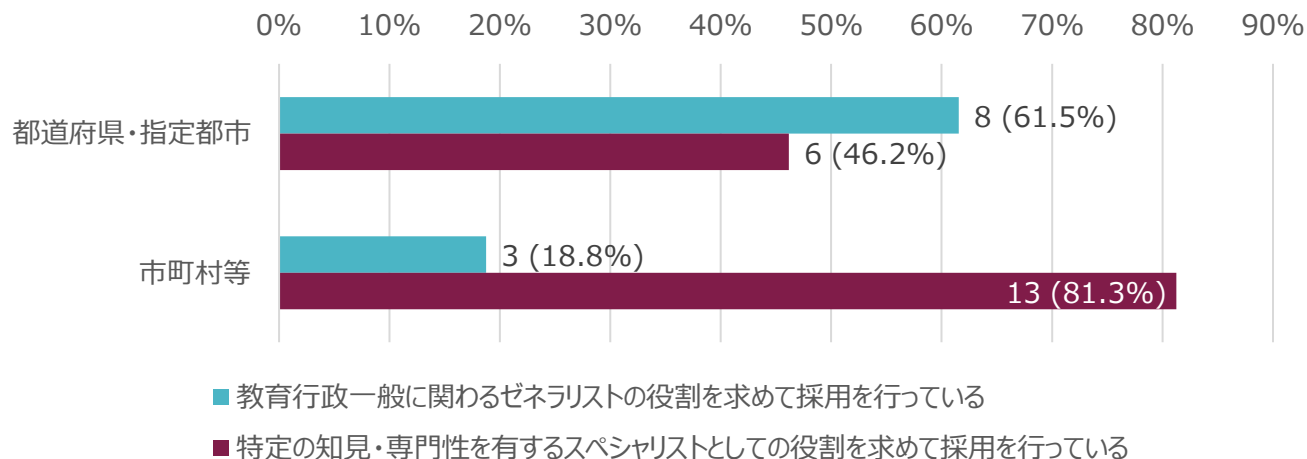


図49 教育行政職採用に求める役割（複数回答）

※教育行政職採用があると回答した自治体のみ（回答数） 都道府県・指定都市：13、市町村等：16



（教育行政職職員に期待している知見・専門性の例）

情報通信技術、教育法務、臨床心理、社会教育、埋蔵文化財、自然・野生動物保護

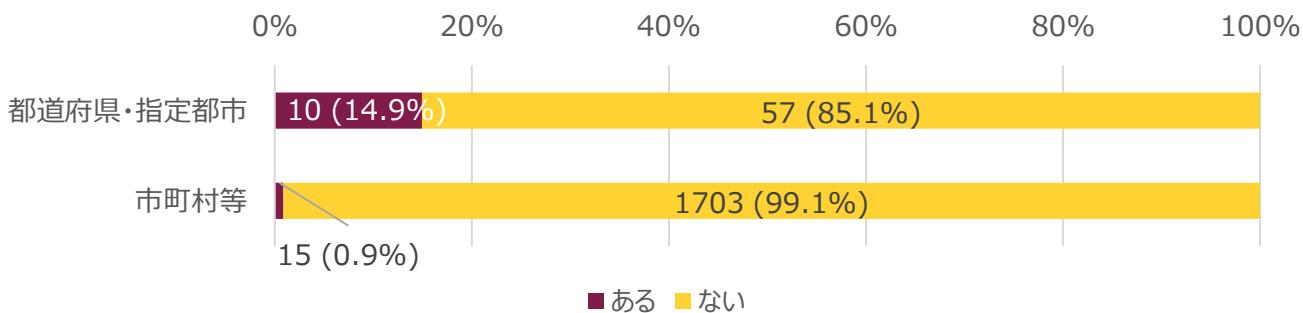
④外部人材の登用について

外部人材は、一般に、教育委員会事務局職員にはない知見や専門性、ネットワークを有し、組織に変革をもたらす存在であり、外部人材を登用することで、教育委員会事務局の活性化に資すると考えられる。

他企業等と兼業を認め、非常勤教育委員会事務局職員として外部人材を登用する制度を採っている自治体は、都道府県・指定都市では、14.9%、市町村等では0.9%あり【図50】、実際に外部人材に期待している知見・専門性としては、情報通信技術や教育法務等が挙げられる。

図50 他企業等と兼業を認め、非常勤教育委員会事務局職員として外部人材を登用する制度

（回答数） 都道府県・指定都市：67、市町村等：1718



（非常勤外部人材に期待している知見・専門性の例）

情報通信技術、教育法務、臨床心理、医療、ブックディレクター、スポーツインストラクター、まちづくり

9. 都道府県による市町村等支援（都道府県のみ対象）

① 指導主事に係る支援について

少子高齢化や過疎化が進行する中で、指導主事を配置することが困難な自治体や十分な職員数の確保が難しい自治体が多く存在する実態を踏まえると、域内全体の教育水準の維持向上を図る観点から、都道府県による小規模自治体への支援は必要不可欠である。

都道府県による市町村等への指導主事に係る支援については、**財政的な配置支援を行っている都道府県は21.3%**（令和3年度間：17%）、**指導主事の配置がない若しくは十分でない市町村等への支援を行っている都道府県は70.2%**ある【図51】。

図51 都道府県による市町村等への指導主事に係る支援

（回答数）都道府県：47

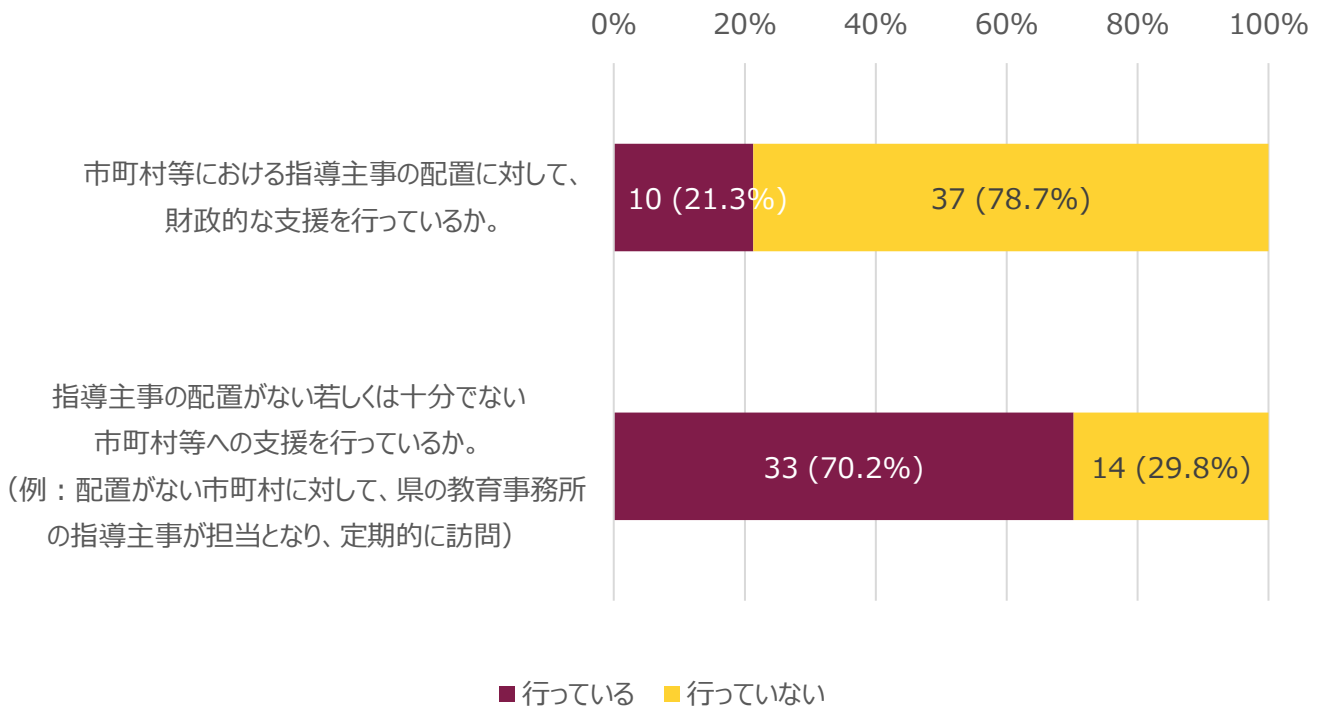


図52 市町村等への指導主事による訪問の実施

（回答数）都道府県：47

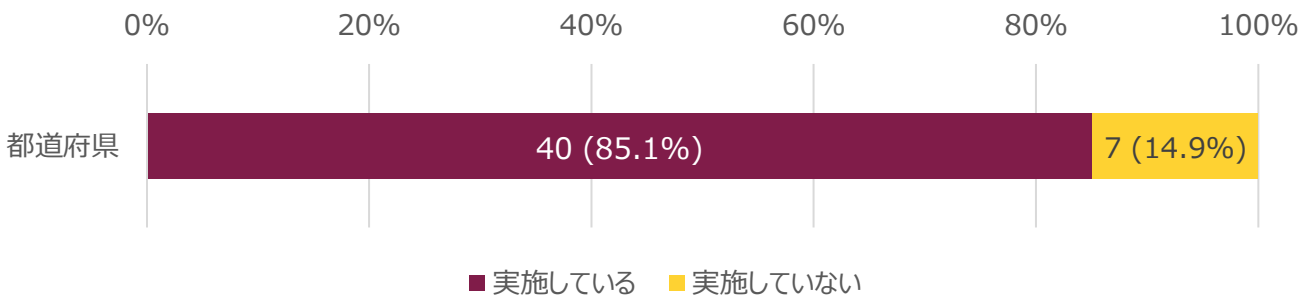


図53 市町村等への指導主事による定期訪問の実施

※市町村等を支援するために指導主事が訪問を行っているとは回答した都道府県のみ（回答数）都道府県：40

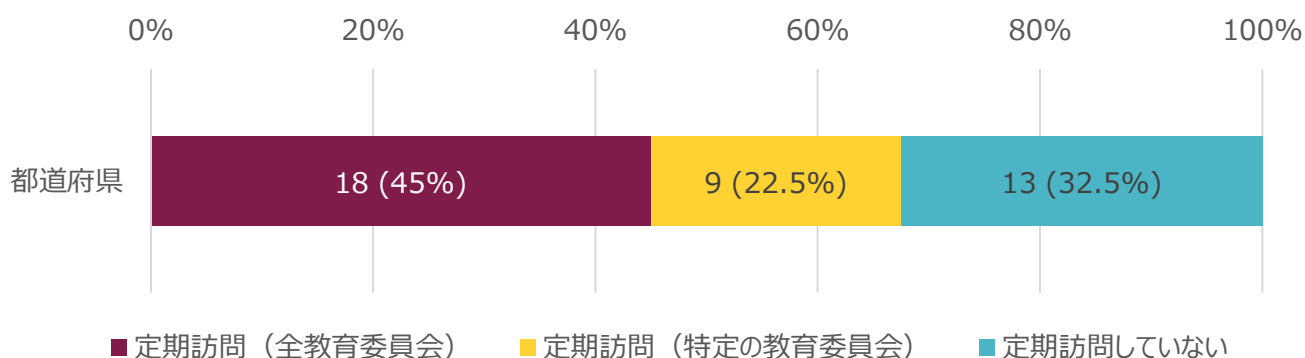


図54 市町村等への指導主事による定期訪問の頻度

※市町村等への指導主事による定期訪問を実施していると回答した都道府県のみ（回答数）都道府県：27

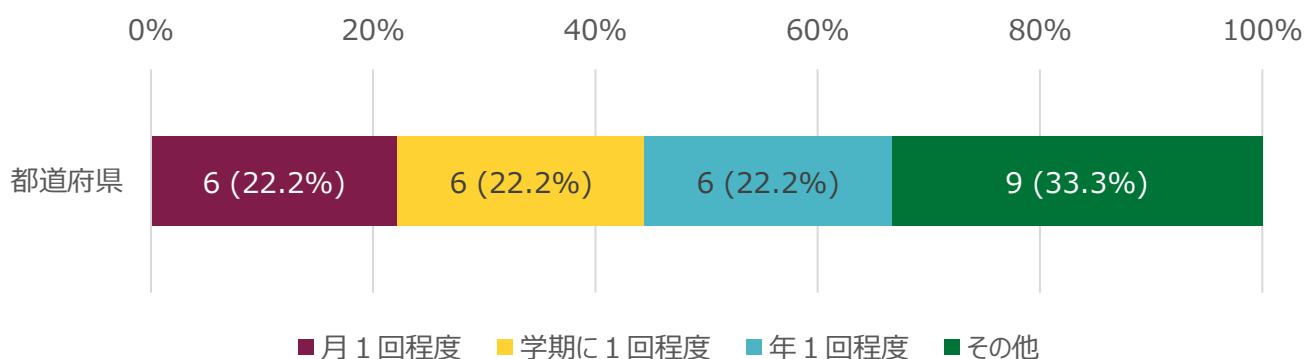


図55 市町村等への指導主事による要請を受けての訪問の実施

※市町村等を支援するために指導主事が訪問を行っているとは回答した都道府県のみ（回答数）都道府県：40

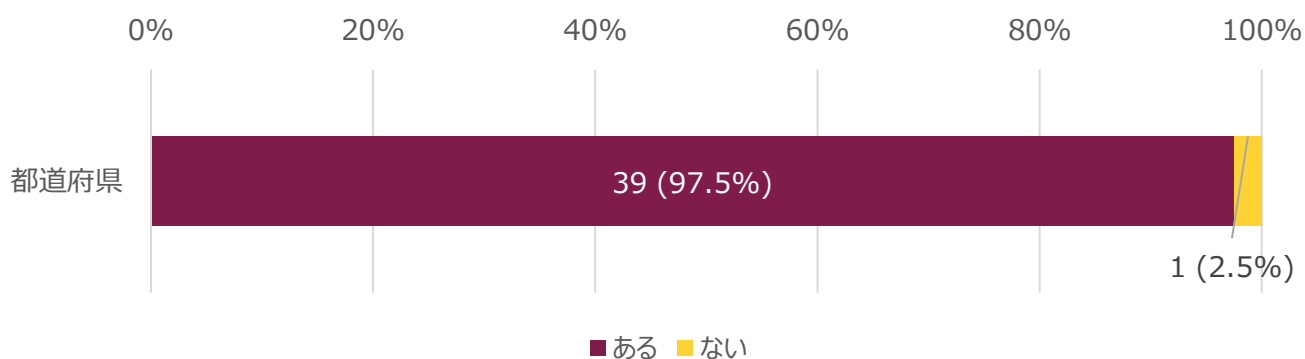
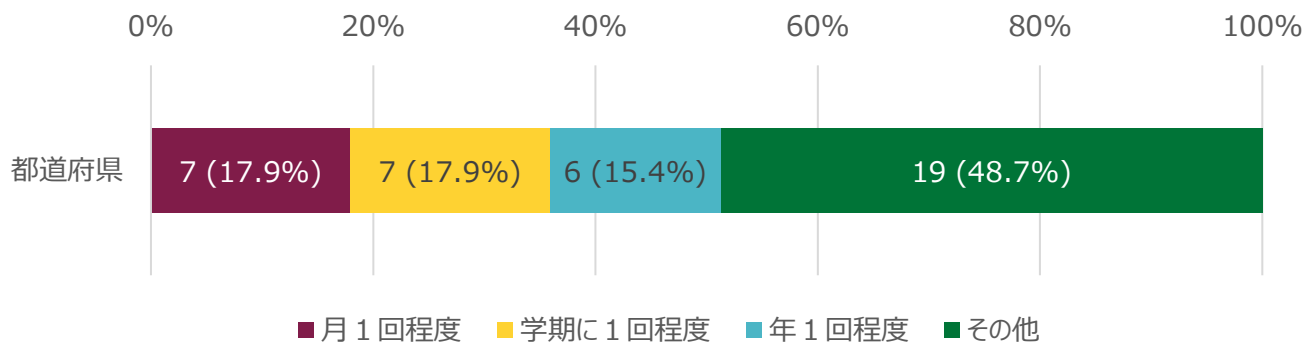


図56 市町村等への指導主事による要請を受けての訪問の頻度

※市町村等への指導主事による要請を受けての訪問を実施していると回答した都道府県のみ
(回答数) 都道府県：39

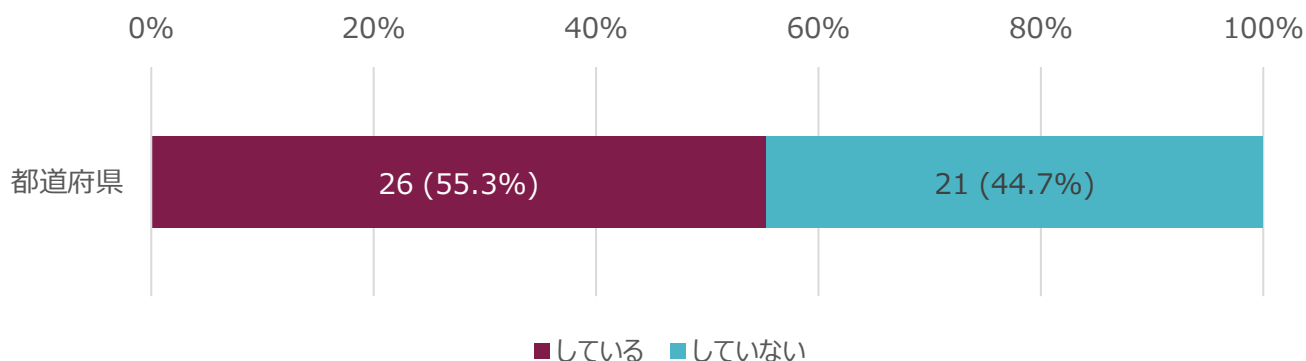


②市町村教育委員会間の広域連携の促進について

国・都道府県は、市町村の教育行政の体制の整備・充実に資するため、必要な助言・援助を行うよう努めなければならないとされている（地教行法第55条の2第2項）。都道府県教育委員会には、各市町村における教育の状況等を踏まえ、協議会の設置や指導主事の共同設置等の各市町村教育委員会間の広域連携を積極的に促していく役割が期待される。

域内の市町村教育委員会間の、教育行政事務に係る広域連携を促進するための取組を実施している都道府県は55.3%ある【図57】。

図57 域内の市町村教育委員会間の、教育行政事務に係る広域連携を促進するための取組の実施
(回答数) 都道府県：47



(取組例)

- 都道府県教委から割愛採用されている指導主事の共同設置
- 教職員研修の共同実施の支援
- 統合型校務支援システムの共同調達
- 授業支援アプリケーションライセンスの共同購入
- デジタル基盤等の共同運用
- ICT教育推進研究協議会の運営
- 市町村と県による協働電子図書館の導入・運営

10. 市町村等間の事務の共同実施（市町村等のみ対象）

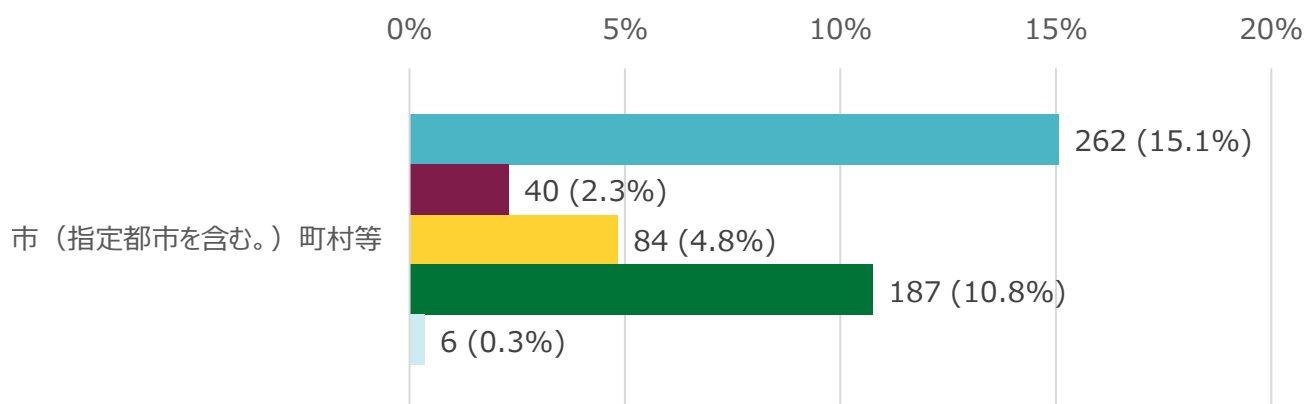
①事務の共同実施状況について

市町村は、近隣の市町村との連携を進め、地域における教育行政の体制の整備・充実に努めることとされており（地教行法第55条の2第1項）、特に小規模自治体においては、広域連携に関する諸制度を通じて、自治体同士が互いに協働・連携して、教育行政に係る事務を共同で実施する体制を構築することが有効である。

広域連携に係る制度ごとの事務の共同実施を行っている市町村等の割合は【図58】のとおりである。

図58 市（指定都市を含む。）町村等における事務の共同実施状況（複数回答）

（回答数）指定都市・市町村等：1738



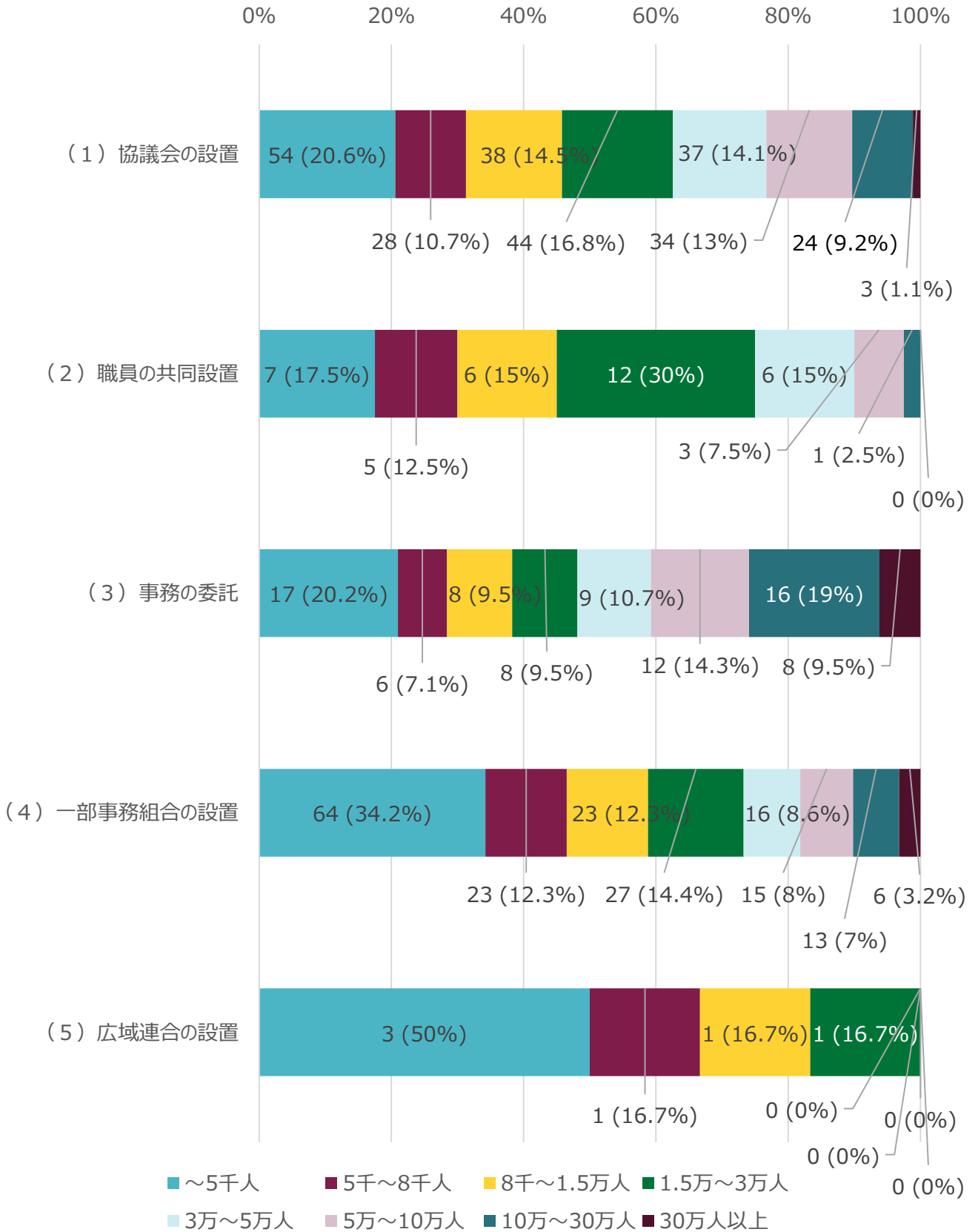
- (1) 地方自治法第252条の2の2に基づき、近隣地方公共団体と協議会を設置
- (2) 地方自治法第252条の7に基づき、職員を共同で設置
- (3) 地方自治法第252条の14に基づき、近隣地方公共団体に事務を委託
- (4) 地方自治法第284条に基づき、一部事務組合を設置
- (5) 地方自治法第284条に基づき、広域連合を設置

表4 共同実施事務の主な具体例

広域連携制度	事務の具体例
(1) 協議会の設置	<ul style="list-style-type: none"> • 教育長・教育委員の研修に関する事務の共同実施 • 教員研修に関する事務の共同実施
(2) 職員の共同設置	<ul style="list-style-type: none"> • 指導主事の共同設置
(3) 事務の委託	<ul style="list-style-type: none"> • 就学事務に関する事務の委託（区域外就学に関すること） • 学校給食に関する事務の委託
(4) 一部事務組合の設置	<ul style="list-style-type: none"> • 教員研修に関する事務 • 学校給食に関する事務 • 学校の設置管理に関する事務
(5) 広域連合の設置	<ul style="list-style-type: none"> • 教育委員会の権限に属する事務の全部 • 学校給食に関する事務

図59 【広域連携制度別（市町村等）】共同実施を実施する人口規模別割合

(回答数) (1) : 262、(2) : 40、(3) : 84、(4) : 187、(5) : 6



① 学校裁量予算に係る取組状況について

各学校が、様々な教育課題を柔軟に受け止めるためには、各学校において、自主性・自律性を発揮し、学校の実態や地域の状況等に応じた柔軟な学校運営を行うことが重要であり、そのために、教育委員会は各学校の裁量を明確にし、また、各学校の状況を踏まえつつ、各学校の裁量の拡大を図ることが考えられる。

総額裁量予算制度（学校配当予算の総額が予算項目ごとではなく、総枠として学校に配当される、あるいは、予算項目を定めて学校に配当され、学校が事業計画に基づき予算総額の範囲内で各項目への再配分ができる制度）を導入している教育委員会は、**都道府県・指定都市で41.8%**（令和2年度間：40.3%）、**市町村等で12.7%**（同：10.7%）である【図60】。

また、近年、各学校が自治体の予算に加え、外部資金を活用して、柔軟な教育課程の編成・実施等の意欲的な取組を行う自治体も見られるところであり、**学校予算拡充のための外部資金獲得に関する取組を実施している自治体は都道府県・指定都市で46.3%、市町村等で20.5%**ある【図61】。

図60 学校裁量予算に係る取組状況（複数回答）

（回答数）都道府県・指定都市：67、市町村等：1718

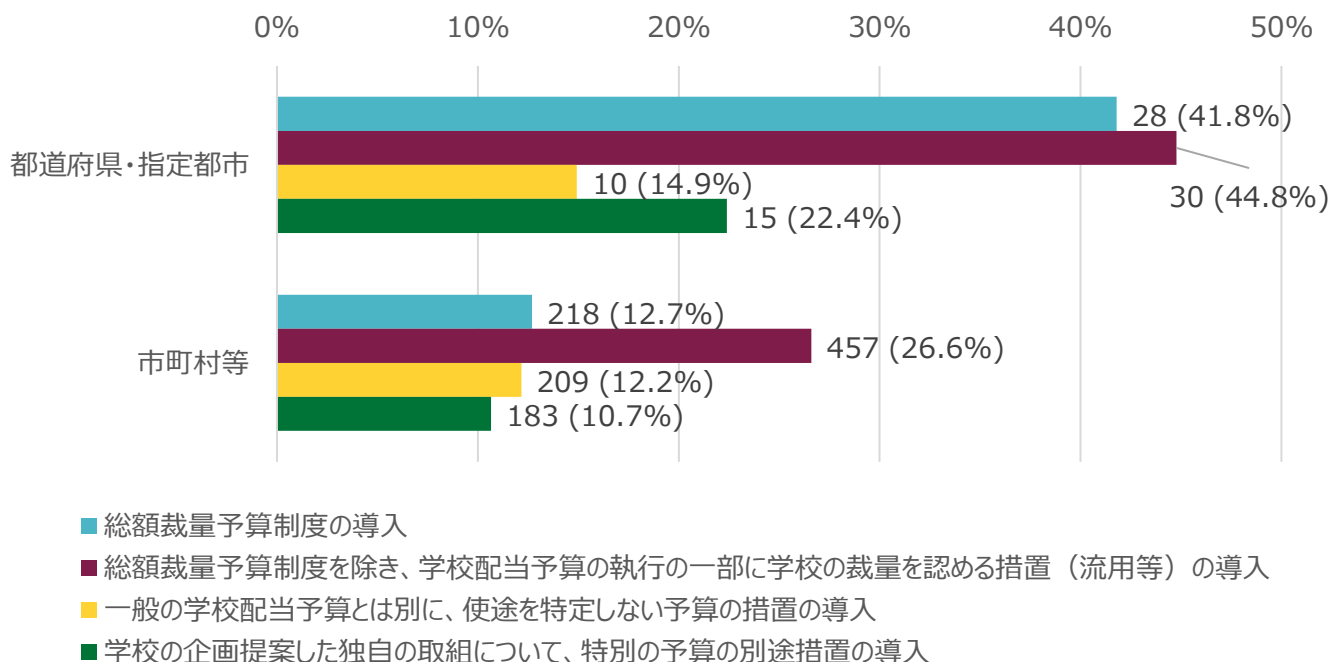


図61 学校予算拡充のための外部資金獲得に関する取組の実施

（回答数）都道府県・指定都市：67、市町村等：1718

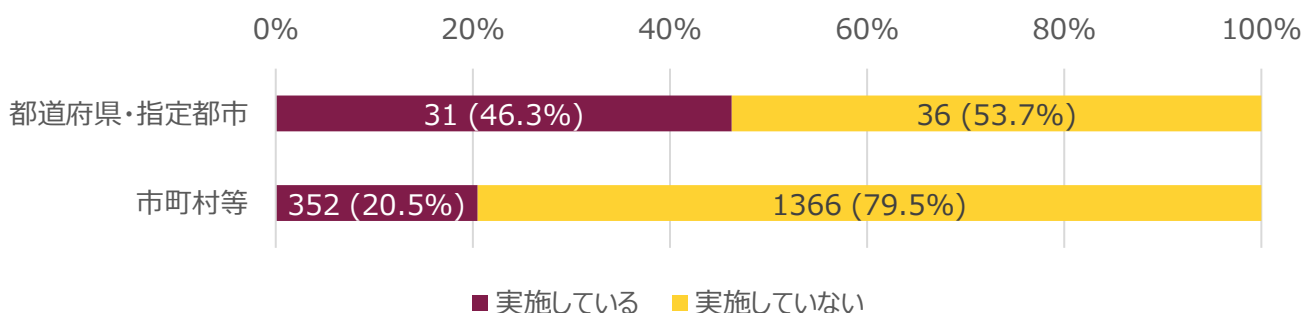
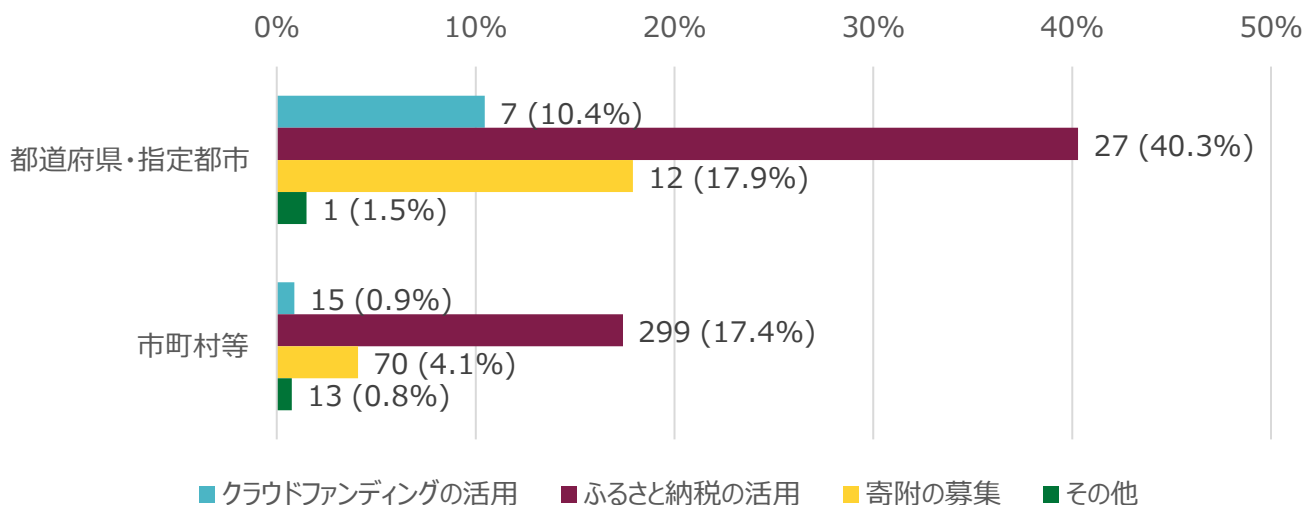


図62 学校予算拡充のための外部資金獲得に関する取組状況

(回答数) 都道府県・指定都市：67、市町村等：1718



②学校管理規則について

学校管理規則において、各学校が様々な教育活動を行う際に、教育委員会の承認を必要としない自治体の割合は【図63】のとおりである。

図63 学校の各種取組について、学校管理規則上、教育委員会の承認を必要としない自治体数

(回答数) 都道府県・指定都市：67、市町村等：1718

